# デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

デジタル社会形成基本法（令和３年法律第35号）第37条第３項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第８条第３項においては、デジタル社会の形成に関する重点計画又は官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとするとされている。

[１． 国際戦略の推進 1](#_Toc136284812)

[[No.１－１] インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化 1](#_Toc136284813)

[[No.１－２] 国際的なデータ流通の推進 1](#_Toc136284814)

[２． サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 3](#_Toc136284815)

[[No.２－１] セキュリティ標準の策定 3](#_Toc136284816)

[[No.２－２] 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進 3](#_Toc136284817)

[３． 急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応 4](#_Toc136284819)

[[No.３－１] 民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援 4](#_Toc136284818)

[[No.３－２] AI・データの利用に関する適切な契約の促進 4](#_Toc136284820)

[４． 包括的データ戦略の推進と今後の取組 6](#_Toc136284822)

[[No.４－１] 「Trusted Web」構想の実現 6](#_Toc136284821)

[[No.４－２] 地域経済分析システム（RESAS）による官民のオープンデータ利活用の推進 6](#_Toc136284823)

[[No.４－３] 海のデータ連携の推進 7](#_Toc136284824)

[[No.４－４] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築 7](#_Toc136284825)

[[No.４－５] オープンデータカタログの一元的提供の推進 8](#_Toc136284826)

[[No.４－６] 土地情報連携の高度化 8](#_Toc136284827)

[[No.４－７] いわゆる情報銀行等の実装に向けた制度整備 9](#_Toc136284828)

[[No.４－８] 統計データのオープン化の推進・高度化 9](#_Toc136284829)

[[No.４－９] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進 10](#_Toc136284830)

[[No.４－10] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等 11](#_Toc136284831)

[[No.４－11] 不動産関連データの情報連携のキーとなる不動産ID（共通番号）の活用促進 11](#_Toc136284832)

[[No.４－12] i-Constructionの推進による３次元データの利活用の促進 11](#_Toc136284833)

[[No.４－13] 気象情報の利活用の促進 12](#_Toc136284834)

[５． 国民に対する行政サービスのデジタル化 13](#_Toc136284835)

[[No.５－１] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化 13](#_Toc136284836)

[[No.５－２] 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン・デジタル化の推進 13](#_Toc136284837)

[[No.５－３] 引越し手続のオンライン・デジタル化の推進 13](#_Toc136284838)

[[No.５－４] マイナポータルの継続的改善 14](#_Toc136284839)

[[No.５－５] 自治体マイナポイントの効果的な活用の推進 14](#_Toc136284840)

[[No.５－６] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用 15](#_Toc136284841)

[[No.５－７] コンビニ交付サービスの導入推進 15](#_Toc136284842)

[[No.５－８] マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速 15](#_Toc136284843)

[６． 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化 17](#_Toc136284845)

[[No.６－１] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化 17](#_Toc136284844)

[[No.６－２] 匿名加工医療情報の利活用の推進 17](#_Toc136284846)

[[No.６－３] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築 18](#_Toc136284847)

[[No.６－４] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進 18](#_Toc136284848)

[[No.６－５] スマート防災ネットワークの構築 18](#_Toc136284849)

[[No.６－６] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進 19](#_Toc136284850)

[[No.６－７] スマートインフラマネジメントシステムの構築 19](#_Toc136284851)

[[No.６－８] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進 19](#_Toc136284852)

[[No.６－９] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進 20](#_Toc136284853)

[[No.６－10] 「デジタルを活用した交通社会の未来２０２２」に基づいた取組の推進 20](#_Toc136284854)

[[No.６－11] 官民の保有するモビリティ関連データの連携 21](#_Toc136284855)

[[No.６－12] 位置情報を統一的な基準で一意に特定する「４次元時空間ID」の整備 21](#_Toc136284856)

[[No.６－13] 取引のデジタル化 21](#_Toc136284857)

[[No.６－14] 電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）の定着とそれを契機としたグローバル展開に向けた取組 22](#_Toc136284858)

[[No.６－15] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現 22](#_Toc136284859)

[[No.６－16] 高度遠隔医療ネットワーク実用化研究の推進 23](#_Toc136284860)

[[No.６－17] 公共安全LTEの実現に向けた技術的検討 24](#_Toc136284861)

[[No.６－18] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施 24](#_Toc136284862)

[[No.６－19] Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大 24](#_Toc136284863)

[[No.６－20] 地域課題解決のためのスマートシティの推進 25](#_Toc136284864)

[[No.６－21] ITUとの連携による国際協力事業 25](#_Toc136284865)

[[No.６－22] 医療高度化に資するPHRデータ流通基盤の構築 25](#_Toc136284866)

[[No.６－23] 消防防災分野におけるAIの活用も含めたDXの推進 26](#_Toc136284867)

[[No.６－24] 児童生徒１人１台端末の活用促進 27](#_Toc136284868)

[[No.６－25] 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進 27](#_Toc136284869)

[[No.６－26] 教育データの効果的な活用の推進 27](#_Toc136284870)

[[No.６－27] 学習者用デジタル教科書の普及促進等 28](#_Toc136284871)

[[No.６－28] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供 28](#_Toc136284872)

[[No.６－29] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 29](#_Toc136284873)

[[No.６－30] レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の利活用促進 29](#_Toc136284874)

[[No.６－31] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進 29](#_Toc136284875)

[[No.６－32] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討 30](#_Toc136284876)

[[No.６－33] ICT等を用いた遠隔診療の推進 30](#_Toc136284877)

[[No.６－34] 農業関係情報のオープンデータ化の推進 31](#_Toc136284878)

[[No.６－35] データ連携による生産・流通改革 31](#_Toc136284879)

[[No.６－36] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業産地モデル実証」及び「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」） 32](#_Toc136284880)

[[No.６－37] データをフル活用したスマート水産業の推進 32](#_Toc136284881)

[[No.６－38] 水産流通適正化制度における電子化推進対策事業 33](#_Toc136284882)

[[No.６－39] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進 33](#_Toc136284883)

[[No.６－40] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用 34](#_Toc136284884)

[[No.６－41] 林業におけるデジタル技術の活用の推進 34](#_Toc136284885)

[[No.６－42] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進 35](#_Toc136284886)

[[No.６－43] ICTを活用した教育サービスの充実 35](#_Toc136284887)

[[No.６－44] フィジカルインターネットの実現 35](#_Toc136284888)

[[No.６－45] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進 36](#_Toc136284889)

[[No.６－46] 歩行空間における自律移動支援の推進 36](#_Toc136284890)

[[No.６－47] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進 37](#_Toc136284891)

[[No.６－48] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供 38](#_Toc136284892)

[[No.６－49] ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進 38](#_Toc136284893)

[[No.６－50] 小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進 38](#_Toc136284894)

[[No.６－51] サイバーポートの整備（港湾物流分野） 39](#_Toc136284895)

[[No.６－52] 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の深化 39](#_Toc136284896)

[[No.６－53] 国土交通データプラットフォーム整備 40](#_Toc136284897)

[[No.６－54] スマートシティの実装化の推進 40](#_Toc136284898)

[[No.６－55] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 41](#_Toc136284899)

[７． アクセシビリティの確保 42](#_Toc136284901)

[[No.７－１] 障害者の本人確認等の簡素化 42](#_Toc136284900)

[[No.７－２] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等 42](#_Toc136284902)

[[No.７－３] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備 43](#_Toc136284903)

[[No.７－４] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進 43](#_Toc136284904)

[[No.７－５] 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発 43](#_Toc136284905)

[[No.７－６] 障害当事者参加型技術開発の推進 44](#_Toc136284906)

[[No.７－７] デジタル技術を活用した郵便局による地域連携 44](#_Toc136284907)

[８． 産業のデジタル化 45](#_Toc136284909)

[[No.８－１] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策 45](#_Toc136284908)

[[No.８－２] サイバーセキュリティお助け隊の構築 45](#_Toc136284910)

[[No.８－３] 中小企業支援のDX推進 46](#_Toc136284911)

[[No.８－４] 地域企業のDX推進 46](#_Toc136284912)

[[No.８－５] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進 47](#_Toc136284913)

[[No.８－６] DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出等 47](#_Toc136284914)

[[No.８－７] 観光DXの推進 47](#_Toc136284915)

[９． デジタル社会を支えるシステム・技術 49](#_Toc136284917)

[[No.９－１] 人事管理のデジタル化 49](#_Toc136284916)

[[No.９－２] 革新的な基礎研究から社会実装までのAI研究開発の推進 49](#_Toc136284918)

[[No.９－３] 警察共通基盤を活用した警察業務のデジタル化 49](#_Toc136284919)

[[No.９－４] 交通管制の高度化に関する調査研究 50](#_Toc136284920)

[[No.９－５] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進 50](#_Toc136284921)

[[No.９－６] オープンデータ・バイ・デザインの推進 51](#_Toc136284922)

[[No.９－７] 地方におけるオープンデータの促進 52](#_Toc136284923)

[[No.９－８] ガバメントクラウドの整備 52](#_Toc136284924)

[[No.９－９] ガバメントソリューションサービスの整備 53](#_Toc136284925)

[[No.９－10] 情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進 53](#_Toc136284926)

[[No.９－11] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化 54](#_Toc136284927)

[[No.９－12] 公共工事電子入札システムの統合 55](#_Toc136284928)

[[No.９－13] デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等に係るプロジェクトの推進 55](#_Toc136284929)

[[No.９－14] 条件不利地域における通信インフラの整備の推進 55](#_Toc136284930)

[[No.９－15] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消の加速 56](#_Toc136284931)

[[No.９－16] ５G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進 57](#_Toc136284932)

[[No.９－17] データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等 57](#_Toc136284933)

[[No.９－18] ローカル５Gに関する実証の結果を踏まえた制度整備に向けた検討、ローカル５G等の地域のデジタル基盤の整備と先進的ソリューション実装の一体的推進の実施 58](#_Toc136284934)

[[No.９－19] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発 58](#_Toc136284935)

[[No.９－20] 安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発 59](#_Toc136284936)

[[No.９－21] リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発 59](#_Toc136284937)

[[No.９－22] 量子暗号通信網構築のための研究開発 60](#_Toc136284938)

[[No.９－23] 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 60](#_Toc136284939)

[[No.９－24] 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業 61](#_Toc136284940)

[[No.９－25] 非常時における事業者間ローミングの実現 61](#_Toc136284941)

[[No.９－26] 非地上系ネットワーク(NTN)の整備等 62](#_Toc136284942)

[[No.９－27] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進 62](#_Toc136284943)

[[No.９－28] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進 63](#_Toc136284944)

[[No.９－29] 国税地方税連携の推進 64](#_Toc136284945)

[[No.９－30] 最先端スーパーコンピュータの運用等 64](#_Toc136284946)

[[No.９－31] 研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム 65](#_Toc136284947)

[[No.９－32] AIP：人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金） 65](#_Toc136284948)

[[No.９－33] 光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP） 65](#_Toc136284949)

[[No.９－34] 経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現（ムーンショット型研究開発制度 目標６） 66](#_Toc136284950)

[[No.９－35] データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備 66](#_Toc136284951)

[[No.９－36] マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築 67](#_Toc136284952)

[[No.９－37] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業 67](#_Toc136284953)

[[No.９－38] 科学技術イノベーション・システムの構築 68](#_Toc136284954)

[[No.９－39] 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進 68](#_Toc136284955)

[[No.９－40] ハローワークシステムを活用したサービスの充実 69](#_Toc136284956)

[[No.９－41] 特許事務システムに係るプロジェクトの推進 69](#_Toc136284957)

[[No.９－42] ポスト５G情報通信システム基盤強化研究開発事業 70](#_Toc136284958)

[[No.９－43] 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業 70](#_Toc136284959)

[[No.９－44] 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化 71](#_Toc136284960)

[[No.９－45] デジタル技術を活用したTEC-FORCEの強化 71](#_Toc136284961)

[１０． デジタル社会のライフスタイル・人材 73](#_Toc136284962)

[[No.10－１] 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進 73](#_Toc136284963)

[[No.10－２] テレワークの普及 73](#_Toc136284964)

[[No.10－３] デジタル人材育成プラットフォームの運営 74](#_Toc136284965)

[[No.10－４] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成 75](#_Toc136284966)

[[No.10－５] 実践的サイバー防御演習（CYDER） 75](#_Toc136284967)

[[No.10－６] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進 75](#_Toc136284968)

[[No.10－７] デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 76](#_Toc136284969)

[[No.10－８] 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進 76](#_Toc136284970)

[[No.10－９] 情報教育の強化・充実 77](#_Toc136284971)

[[No.10－10] データ関連人材育成プログラム 77](#_Toc136284972)

[[No.10－11] IT人材スキル標準の策定 78](#_Toc136284973)

[[No.10－12] IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等 78](#_Toc136284974)

[[No.10－13] ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成 78](#_Toc136284975)

## 国際戦略の推進

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.１－１] インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化 | |
| * インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF: Internet Governance Forum） は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムであり、2006年（平成18年）以降毎年開催されている。同フォーラムは、2005年（平成17年）のWSISチュニス会合及び2015年（平成27年）12月のWSIS+10ハイレベル会合の成果文書に基づき国連が事務局を設置し、政府、産業界、学術界、市民社会等のマルチステークホルダーによって運営されてきた。2015年（平成27年）の成果文書に基づき2025年（令和７年）までの開催が決定されている。 * 我が国は、インターネットガバナンスについての議論の主導権を確保するとともに、G20大阪サミットの際の成果であるDFFT（Data Free Flow with Trust / 信頼性のある自由なデータ流通）の議論を更に推進するという観点から、2023年（令和５年）10月に京都市でIGF2023会合を開催する。 * 人々がデータに自由にアクセスする権利を守るため、「自由で開かれた一つのインターネット空間」の維持を求める有志国を中心とした国際連携の強化やインターネットガバナンスの強化に向けた国内外のマルチステークホルダーの包摂を図り、国際的議論をリードする。2023年（令和５年）には我が国がG7デジタル・技術大臣会合の議長国を務めているところ、G7として、様々なステークホルダーと連携しつつ、「自由で開かれた一つのインターネット空間」の維持・促進に向けて、IGF2023の機会を積極的に活用していくことを確認する。マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスの重要性を国際社会に示し、2025年（令和７年）のIGF見直しに向けてIGF体制の維持・改善に貢献する。 | |
|  | |
| KPI： | - |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.１－２] 国際的なデータ流通の推進 | |
| * 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、2019年（令和元年）６月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust（DFFT）」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOを始めとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。 * DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国･地域が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽(けん)引してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。 また、DFFTの更なる具体化に向けて、各国のプライバシーやセキュリティ等に係る固有の事情を踏まえながら、企業や消費者にとって安心・安全なデータの越境移転・アクセスを確保する国際的な制度の在り方を検討していく。そのため、OECD等の国際機関や産業界等のマルチステークホルダーと連携し、データの越境移転の具体的な障壁を把握し、その解消に向けた国際協力を推進していく。また、これまでのG7/G20等の国際的な議論・取組や、2023年（令和５年）４月末に日本議長国の下で開催されたG7デジタル・技術大臣会合を踏まえ、同会合において合意された国際的な枠組みの設置及びその下でのDFFTの一層の具体的推進に資する成果の創出を目指す。 * こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。 | |
|  | |
| KPI： | - |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

## サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.２－１] セキュリティ標準の策定 | |
| * ITU-T SG17においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を、それぞれ進めている。ITU-T SG17においては、2023年度（令和５年度）以降の規格案の策定を目標としている。 | |
|  | |
| KPI： | ・ITU-T SG17における勧告案の確定（2022年度（令和４年度）以降)  ・ISO/IEC JTC1/SC27、SC41における規格案の策定  ・国際標準獲得 |
| 主担当府省庁： | 内閣官房 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.２－２] 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進 | |
| * 個人情報等の適正な取扱いを確保するため、引き続き、国民、事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人からの照会等に適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第44号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正等などに関する周知・広報等に取り組む。 * また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報等の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備する。 * これらにより、個人情報等の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人情報等の効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現する。 | |
|  | |
| KPI： | ・説明会等への講師派遣実施の件数（年間60回）  ・個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進 |
| 主担当府省庁： | 個人情報保護委員会 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.３－１] 民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援 | |
| * 2016年（平成28年）、G7香川高松情報通信大臣会合で日本がAIに関する国際的議論の必要性を提起してから、G7、G20等の国際場裏での議論が継続し、2019年（令和元年）にはG20大阪サミットで「G20 AI原則」が合意された。G20での議論やAI原則を踏まえ、同年のG7デジタル大臣会合・ビアリッツサミットでAIに関する国際協力が宣言され、2020年（令和２年）６月にはGPAI（Global Partnership on AI）が設立された。GPAIは人間中心の考え方に立ち、｢責任あるAI｣の開発・利用を実現するための価値観を共有する政府・国際機関・産業界・有識者等からなる国際的イニシアティブである。我が国は創設メンバーとして参画。 * AIの社会経済への影響の大きさに鑑み、今後も引き続き、人間中心のAI原則と実践の支援に関する国際的な議論を我が国が牽(けん)引すべく、2022年（令和４年）末頃には日本でGPAI閣僚級理事会及び年次総会を開催。2023年（令和５年）年次総会までGPAI議長国を務める。 * GPAI及びG7の議長国となる機会を最大限に生かし、G7デジタル・技術閣僚宣言の内容や人間中心のAI原則の実践に関する国内外の動向を踏まえつつ、日本企業や研究者による国境を越えたAIの開発や利活用の円滑化のための取組を行う。また、2023年（令和５年）に日本議長国の下で開催されたG7広島サミット及びG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の結果を踏まえ、OECDやGPAI等の専門家による国際的な検討協議の場を活用し、各国とも連携を図りながら、AI利用を巡る国際的なルール作りに貢献する。 | |
|  | |
| KPI： | - |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

## 急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.３－２] AI・データの利用に関する適切な契約の促進 | |
| * 本施策では、2018年（平成30年）６月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。2019年（令和元年）12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。 * 引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。 * 本施策により、AI開発及びデータ利用の契約に関するユーザー側及びベンダー側の相互理解を深め、適切な契約を促進することによって、双方に利益のある取引が可能となり、AIやデータを利用したイノベーションの発展に資すると考えられる。 * またAIに関しては、利活用する者に係るガバナンスの在り方が国内外で議論されていることを踏まえ、2021年度（令和３年度）より「AI原則の実践の在り方に関する検討会」を開催し、2021年（令和３年）７月に「我が国のAIガバナンスの在り方」報告書を取りまとめるとともに、AIシステム開発者及び運用者に実務的な指針を提供すべく2022年（令和４年）１月に「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」を公表した。 | |
|  | |
| KPI： | 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・イノベーションVer.2」報告書（2021年（令和３年）７月公表）やその続編「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」報告書（2022年（令和４年）８月公表）、またAIシステム開発者及び運用者の実務的な指針を取りまとめた「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」（2022年（令和４年）１月公表）について、国内外で周知・広報活動を行う。（2023年度（令和５年度）末までに講演等10件） |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－１] 「Trusted Web」構想の実現 | |
| * インターネットとウェブは、グローバルに共通な通信基盤として発展し、広く情報へのアクセスを可能とし、その上で様々なサービスが創出されている。しかしながら、デジタル社会における様々な社会活動において求められる責任関係やそれによってもたらされる安心を体現する仕組みが不十分な状況であり、ユーザーが信頼の多くをプラットフォーム事業者などに依拠する中で、その歪みが様々なペインポイントをもたらしている。 * こうした中で、インターネット上で、DFFTを確保する枠組みを構築すべく、特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを付加することを目指す「Trusted Web」構想を2030年（令和12年）頃に実現することを目指す。 * 2022年度（令和４年度）に公募で選定した13件のユースケース実証の成果を踏まえ、2023年度（令和５年度）に ホワイトペーパーVer3.0への改訂に向けて有識者とともに検討していく。また、Trusted Webの実現に向けた課題・示唆を更に抽出し、Trusted Webが解決できるメリットを更に可視化していくため、2023年度（令和５年度）も公募で、実証を行うユースケースを選定していく。さらに、G7＠高崎の成果も踏まえ、国際的な連携を推進していく。 | |
|  | |
| KPI： | Trusted Web共同開発支援事業（2022年度（令和４年度）補正予算）における実証件数  様々な産業分野におけるユースケースの創出と、国際標準化に向けた検討の推進 |
| 主担当府省庁： | 内閣官房 |
|  | |

## 包括的データ戦略の推進と今後の取組

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－２] 地域経済分析システム（RESAS）による官民のオープンデータ利活用の推進 | |
| * 地域経済分析システム（RESAS）では、地域経済に関する官民の様々なデータを地図やグラフ等で表示し、分かりやすく「見える化」する機能を提供しており、これまで、RESAS等を活用した地域経済データの分析等の取組が行われてきた。 * 地方公共団体の規模や地域課題等の現場実態に応じてオープンデータの利活用を促進するため、RESAS等のオープンデータを活用した「データを読む・説明する・扱う力」を育成する教育コンテンツを提供するほか、RESASの利活用に関する情報や外部連携機能（RESAS-API）の提供を行うオープンデータ利活用促進ウェブサイト（RESAS-Portal）の運用・保守を行う。 * これにより、地域におけるデジタルリテラシーを向上させ、データに基づく政策立案や経営判断などを行う、デジタルを活用できる地方創生の担い手となる人材の育成・確保につなげる。 | |
|  | |
| KPI： | ・RESAS普及のための研修等の開催件数（参考：2022年度（令和４年度）234件、2023年度（令和５年度）250件見込）  ・RESAS等を活用した政策アイデア創出のためのコンテストの応募件数（参考：2022年度（令和４年度）495件）  ・ウェブサイトのアクセス数（参考：2022年度（令和４年度）102,673件）  ・APIリクエスト数（参考：2022年度（令和４年度）16,000,679件） |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－３] 海のデータ連携の推進 | |
| * 海洋に関連する各分野の成長産業化を推進するため、政府機関等の保有する海のデータを利用者のニーズに沿った形で提供することが課題。 * 海洋状況表示システム（海しる）の掲載情報の充実やAPI連携等といった利便性向上及び官民関係者とのネットワーク構築を進め、海のデータの共有・活用を図る。 * これにより、海洋状況表示システム（海しる）を海のデータ連携のハブとして活用することを始め海のデータ連携を強化することで、業際を越えたデータの迅速かつ円滑な連携が可能となる。 | |
|  | |
| KPI： | 海しるAPIの利用数を試行時点（2020年度（令和２年度））と比べ２倍にする（2023年度末（令和５年度末））  海洋関連分野とのデータ連携の推進 |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－４] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築 | |
| * 近年、デジタル社会の進展に伴うデータの流通の増加、特に経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの円滑な越境流通の重要性が更に増している。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築・維持に向けた対話、英国との間では日英間の相互の関心事項に関する対話を通じた継続的な連携枠組みの構築、米国との間では個人データの円滑な越境移転を促進する枠組みである越境プライバシールール（CBPR）システムへの参加拡大に向けた対話を行ってきた。これとともに、OECDの場において、無制限なガバメントアクセスに対処する取組を主導し、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」の採択に貢献した。日本がG7ホスト国となる2023年（令和５年）は、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の整備に向けた取組を更に進めていく必要がある。 * 信頼性のある個人データ流通を更に推進する観点から、2023年（令和５年）度においても、個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築を進める。G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合を開催し、DFFT推進の観点から、個人データの越境移転ツールについて相互運用性のある国際環境の構築に向けた対外的なメッセージ・行動計画を作成・公表するとともに、グローバルCBPRシステムの利用拡大を中心とした国際的な企業認証スキームの推進、グローバルなモデル契約条項の導入を目指す。また、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する国・地域との間の相互に円滑な個人データ移転の枠組み（相互認証の枠組み）の更なる発展を図る。特に、日EU間・日英間の相互認証の枠組みについて、その対象範囲の学術研究分野・公的部門への拡大に向けて協議を進める。 * 上記の取組により、基本的な価値観を共有する米国、欧州、G7、OECD諸国と緊密に協議を重ねるとともに、アジア太平洋諸国等との協力関係の強化、ひいてはDFFTに資するグローバルスタンダードの確立を目指す。これにより、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が安全・円滑に行われるための一層の環境整備が図られる。 | |
|  | |
| KPI： | - |
| 主担当府省庁： | 個人情報保護委員会 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－５] オープンデータカタログの一元的提供の推進 | |
| * デジタル庁は、データカタログサイトを抜本的にリニューアルするとともに、行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Govと統合し、2023年（令和５年）３月31日からe-Govデータポータルサービスの運用を開始した。 * e-Govデータポータルサービスでは、行政機関においてオープンデータを活用しやすい形で登録可能とするとともに、データカタログ情報及びオープンデータの検索機能を強化し、提供対象とするオープンデータの可視化を図ることにより、利用者における検索性の向上や活用性の向上を実現している。 * 2023年度（令和５年度）は、e-Govデータポータルサービスの更なる充実に向けて、様々なオープンデータとの連携に必要な機能拡充等を行うとともに、e-Govデータポータルサービスの更なる活用に向けた周知・啓発活動等を行う。 * これにより、国民・企業・行政機関等における積極的なオープンデータの活用を促進する。 | |
|  | |
| KPI： | ・e-Govデータポータルサービスにおける登録済みデータセット数  ・e-GovデータポータルサービスへのPV数 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－６] 土地情報連携の高度化 | |
| * 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。 * 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、2021年度（令和３年度）に登記情報システムと地方公共団体の固定資産課税台帳を管理するシステムのAPI連携の実現方策について検討を行った。2022年度（令和４年度）においても各種台帳等の情報をより効率的に行政機関間で相互に連携することができるよう、データ項目・表記の在り方等も検討する。 * これらの検討を進めることで、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待される。 | |
|  | |
| KPI： | API連携の検討（2021・2022年度（令和３・４年度））  登記済通知書データを活用する地方公共団体数（API連携の検討結果を踏まえて具体的にKPIを設定） |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－７] いわゆる情報銀行等の実装に向けた制度整備 | |
| * 2022年度（令和４年度）末時点で情報銀行の認定件数は延べ７件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。 * 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」について、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」の下に設置した「要配慮個人情報ワーキンググループ」での検討を踏まえて、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行うとともに、2023年度（令和５年度）は準公共分野である教育及び相互連携分野であるスマートシティにおいて、情報銀行を活用したパーソナルデータを含む多様なデータを安心・安全に流通・活用する仕組みを検証するための実証を行う。また、教育分野においてはPDSの活用可能性についても検討する。 * これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。 | |
|  | |
| KPI： | 準公共分野（健康・医療、教育等）及び相互連携分野（スマートシティ等）において、情報銀行を活用したパーソナルデータを流通・活用する仕組みを検証するための実証を実施（2023年度（令和５年度）を目途）  PDS（Personal Data Store）、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出（2025年度（令和７年度）を目途に合計30の認定情報銀行事業者数を達成） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－８] 統計データのオープン化の推進・高度化 | |
| * 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤の構築が必要。 * 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される統計データの整備に関し、2022年度（令和４年度）までに、統計データの整備に係る基本方針を策定、関係ガイドラインについて検討を行い、2023年度（令和５年度）以降、統計データ整備の中心となる、メタデータ整備等を推進することで、原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進める。 * 公的統計の整備に関する基本的な計画（2023年（令和５年）３月28日閣議決定）に基づき、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の円滑化や利便性向上を推進。オンサイト施設の拡大とともに新たにリモートアクセス方式の導入に向けた実証を行うほか、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。 * 公的統計におけるビッグデータの活用については、ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を促進するため、2023年（令和５年）１月に試行的な運用を開始したビッグデータ・ポータルによるビッグデータの利活用や所在に関する情報提供、ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場の準備などの取組を進める。また、行政保有データ（統計関連）の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 * これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、EBPMの実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 | |
|  | |
| KPI： | e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数（2027年度（令和９年度）末までに29万件）（累計）  （参考：実績値）  ・匿名データの提供数：105調査（2023年（令和５年）２月時点）  ・調査票情報の提供数：188調査（2023年（令和５年）２月時点）e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数（2027年度（令和９年度）末までに25,695万件）（年度計）  （参考：実績値）  オンサイト施設の利用数：年間ID発行数136件（2022年度（令和４年度）実績）（2023年（令和５年）２月末時点） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－９] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進 | |
| * 昨今の国際情勢に鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオープンデータとして公開する「海外安全情報オープンデータサイト」を2019年（令和元年）12月に新たに開設した。 * 同サイトの開設後、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標どおりのアクセス数を得ることができたため、今後は更に多くの企業等に利用してもらえるよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。 * これらの取組により、同サイトへのアクセス数の増加並びに民間サイト、アプリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。 | |
|  | |
| KPI： | 海外安全情報オープンデータの利活用の促進による、より多くの国民への海外安全情報の提供。海外安全情報オープンデータサイトへの年間アクセス数の目標値を2023年度（令和５年度）末までに10,000件とし、利用の一層の増進を図る。 |
| 主担当府省庁： | 外務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－10] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等 | |
| * 地理空間情報の流通・利用を拡げるため、G空間情報センターと各種データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供が可能なようにすることが課題である。 * このため、防災・農業等の各プラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。 * これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。 | |
|  | |
| KPI： | 循環システムの形成により連携するプラットフォーム数（2026年度（令和８年度）までにデータプラットフォーム数10）  G空間情報センターの平均月間ページビュー数（2026年度（令和８年度）までに平均月間ページビュー数33万件以上） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－11] 不動産関連データの情報連携のキーとなる不動産ID（共通番号）の活用促進 | |
| * 2022年（令和４年）３月に国土交通省において土地や建物を一意に特定する「不動産ID」のルールを整備したところ、官民の幅広い分野において、不動産IDを情報連携のキーとしたデータ連携を促進し、ユースケースの開発及び社会実装を図っていく必要がある。 * このため、2023年度（令和５年度）中に不動産分野のほか物流、保険、行政など幅広い分野において実証事業を実施するとともに、「土地関連台帳間連携プラットフォーム」と連動した、不動産IDの取得・確認手法の実用化に向けた技術実証を実施し、新たに設置する官民連携協議会における実証事業の成果共有、課題検証等を行う。 * 不動産IDの社会実装により、不動産関連情報の連携・活用を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、地域政策の高度化など、官民の幅広い分野における成長力強化を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 2023年度（令和５年度）中に不動産IDの活用に関する官民連携協議会を設置し、不動産分野のほか物流、保険、行政など幅広い分野において実証事業を実施する。 |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－12] i-Constructionの推進による３次元データの利活用の促進 | |
| * 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。 * 2021年度（令和３年度）については、土木工事等における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始。また、DXデータセンターと電子納品保管管理システムとの連携機能を2023年度（令和５年度）に構築する予定。 * これにより、３次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。 | |
|  | |
| KPI： | オンライン電子納品システムの運用開始（2021年（令和３年）12月）  引き続き、運用を継続  オンライン電子納品登録工事数  （オンライン電子納品の運用開始後、原則全ての工事の電子納品登録を目標）  電子納品された３次元データのDXデータセンターへの登録数  （2024年度（令和６年度）から運用開始予定） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.４－13] 気象情報の利活用の促進 | |
| * 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、産業界における気象データの利活用の促進が課題。 * そのため、次期気象衛星などの最新技術の導入による基盤的気象データの高度化やオープン化、気象データ利活用に係る普及啓発、気象データ利活用ができる人材の育成、といった取組が重要であり、これらに資する施策を進めていく。 * これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoTなどの最新のICTを駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。 | |
|  | |
| KPI： | 気象データアナリスト育成講座を受講した人数（2023年度（令和５年度）180人）  未設定（2024年度（令和６年度）中を目途に明確化予定） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

## 国民に対する行政サービスのデジタル化

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.５－１] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化 | |
| * 2022年（令和４年）に、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴う必要な規定を整備する道路交通法の一部を改正する法律が成立した。また、2022年度（令和４年度）には、マイナンバーカードの電子証明書を活用して優良運転者を対象としたオンラインによる更新時講習のモデル事業を実施した。 * 運転免許証とマイナンバーカードの一体化については、2024年度（令和６年度）末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察共通基盤上に集約した上で、2023・2024年度（令和５・６年度）に必要なシステムの改修等を行う。モデル事業については、優良運転者講習と同様に実技を伴わない一般運転者講習をオンラインによる更新時講習の対象として支障がないか確認するため、その対象を一般運転者に拡大して継続・効果検証予定。 * これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新及びオンラインによる更新時講習受講を可能とする。 | |
|  | |
| KPI： | 運転免許証とマイナンバーカードの一体化の実現（2024年度（令和６年度）末）  一体化した免許証の交付枚数 |
| 主担当府省庁： | 警察庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.５－２] 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン・デジタル化の推進 | |
| * 2022年度（令和４年度）は地方公共団体のシステム改修等の支援の実施により、子育て・介護に関連する手続を含む「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」のオンライン・デジタル化が全国で急速に進展した。 * 2023年度（令和５年度）は、引き続き「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。 | |
|  | |
| KPI： | 手続のオンライン化対応機関数（地方公共団体等）  手続のマイナポータル利用の人口カバー率 |
| 主担当府省庁： | 子育て：デジタル庁、介護：厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.５－３] 引越し手続のオンライン・デジタル化の推進 | |
| 【行政手続】   * 地方公共団体の手続に関しては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号。以下この施策において「整備法」という。）により、住民基本台帳法を改正し（施行日：整備法の公布の日から２年以内）、マイナンバーカード所有者が、オンラインで転出届・転入予約を行い、転入地が、あらかじめ通知された転出届に関する情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。 * 転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、全市区町村においてマイナポータルより転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を2022年度（令和４年度）より開始した。今後は国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け、必要な改善を行う。   【民間手続】   * 民間手続については、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイト等を通じて、電気・ガス・水道等の手続等をオンラインで実施できるサービスがある。 * また、引越しに伴う民間手続の住所情報の変更に関しては、引越しを行った者が、マイナンバーカードを活用してマイナポータル等で民間事業者に提供同意を示すことで、民間事業者が変更後の住所情報を受領できるサービスの構築を検討する。 | |
|  | |
| KPI： | オンライン化対応機関数（地方公共団体等）  マイナポータルの引越し手続の利用数 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.５－４] マイナポータルの継続的改善 | |
| * マイナポータルについては、「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っており、国民の皆様に便利に使っていただけるよう、利用者目線に立ったUI・UXの抜本的改善に着手するとともに、全1,741自治体におけるマイナポータルへの接続を実現した。 * 利用者に最適な情報をお届けするとともに、手続に当たって迷うことがなく、再び利用したいという新たな体験も提供できるよう、引き続き、UI・UXの継続的な改善に取り組む。 * こうした取組に際しては、マイナポータルに利用者から意見が直接届く仕組みを構築し、またユーザーインタビューを通して様々な意見を集約することにより、利用者のニーズを捉え、徹底した利用者視点のサービス改善を進める。 * より多くの国民に利用いただけるようUI・UXを改善していくことで、マイナポータルの利便性を享受いただけるよう努めていく。 | |
|  | |
| KPI： | マイナポータルの機能改善リリース数（2023年度（令和５年度）末までに４回）  より多くの国民に利用いただけるようUI・UXの継続的改善に継続的に取り組む |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.５－５] 自治体マイナポイントの効果的な活用の推進 | |
| * 給付事業との組み合わせによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。 | |
|  | |
| KPI： | 登録自治体数 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.５－６] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用 | |
| * 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下この施策において「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。 * 2024年度（令和６年度）中のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用の実現を目指し、住基ネット等の必要なシステムの構築・改修を行う。 * これにより、改正法の改正規定の施行期日（改正法の公布の日（2019年（令和元年）５月31日）から起算して５年以内で政令で定める日）以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。 | |
|  | |
| KPI： | マイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用に必要なシステムの改修（2024年度（令和６年度）中））  マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス（電子証明書）の国外継続利用の実施 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.５－７] コンビニ交付サービスの導入推進 | |
| * 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。 * 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、郵便局やコンビニなどにおけるマイナンバーカードを用いて取得する証明書自動交付サービスの導入促進を図り、ほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各地方公共団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書など証明書自動交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。 * これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。 | |
|  | |
| KPI： | コンビニ交付サービス導入市町村の人口  住民票の写しのコンビニ交付サービスの割合 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.５－８] マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速 | |
| * 国民がマイナンバーカードで受診することで、健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、2023年（令和５年）４月から保険医療機関・薬局へのオンライン資格確認の導入の原則義務化を実施。 * 訪問診療・訪問看護等、柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認を構築し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、2024年（令和６年）秋の健康保険証の廃止を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | 国民が健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、健康保険証の廃止を目指す  【2024年（令和６年）秋】 |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－１] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化 | |
| * 災害リスク情報（洪水・高潮、津波、土砂災害など）については、WebGISにて提供できる形式のデータ整備が多くないのが課題。 * 2018年度（平成30年度）から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）のデータについては、国管理の448河川及び都道府県管理の1,475河川等の情報を、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県全ての情報を、ウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信中。また地震の震度分布・建物被害のオープンデータを促す通知を発出。引き続き、公開方法等の検討を行う。 * データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。 | |
|  | |
| KPI： | 国・地方公共団体が保有するハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化に向けた検討状況  ハザードマップ（災害リスク情報）をオープンデータ化した箇所数（又は団体数）  （参考：実績値）  国管理河川　448  都道府県管理河川　1,475  その他河川　1,530  （2023年（令和５年）３月） |
| 主担当府省庁： | 内閣府、国土交通省 |
|  | |

## 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－２] 匿名加工医療情報の利活用の推進 | |
| * 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）を2018年（平成30年）５月に施行。（医療情報の収集規模：261万人、利活用件数：22件（2022年（令和４年）12月時点）） * 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。また、次世代医療基盤法の施行後５年が経過する2023年度（令和５年度）に向けて、必要な見直しを行う。 * 具体的には、医療分野の研究開発への利活用を推進するため、医療研究の現場ニーズに的確に応える匿名化の在り方や多様な医療情報との連結・収集について取り組む。 | |
|  | |
| KPI： | 認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模（2023年度（令和５年度）までに400万人）  匿名加工医療情報の利活用件数（2023年度（令和５年度）までに30件） |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－３] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築 | |
| * 災害対応に当たる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。 * 災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT（Information Support Team）の運用において、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう提供情報の多様化や機能向上を図る。 * これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。 | |
|  | |
| KPI： | 実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施  検証を踏まえたISUTの運用 |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－４] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進 | |
| * 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。 * SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。 * これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。 | |
|  | |
| KPI： | 訓練又は災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年１回以上実施  国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現 |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－５] スマート防災ネットワークの構築 | |
| * 2023年度（令和５年度）開始のSIP第３期において、現実空間とサイバー空間を高度に融合させ、先端ICT、AI等を活用した「災害対応を支える情報収集・把握のさらなる高度化」と「情報分析結果に基づいた個人・自治体・企業による災害への対応力の強化」に向けた研究開発に取り組む。 * 気候変動による風水害の頻発化・激甚化及び南海トラフ、首都直下地震等の国難級の巨大地震の発生が迫る中、国・自治体・企業・個人による災害対応力の強化・向上を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | （2023年度（令和５年度）に研究開発計画を策定） |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－６] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進 | |
| * 2018年（平成30年）11月１日に準天頂衛星４機体制による運用を開始。 * 2021年度（令和３年度）に初号機後継機を打上げ。 * 7機体制構築に向け、2023年度（令和５年度）から2024年度（令和６年度）にかけて順次準天頂衛星を打ち上げ。 | |
|  | |
| KPI： | 準天頂衛星システムの着実な運用及び、７機体制の構築のための、H3ロケットの開発状況を踏まえた2023年度（令和５年度）から2024年度（令和６年度）にかけての準天頂衛星の順次打上げに向けた衛星・地上システムの開発・整備  準天頂衛星システムによる、衛星測位サービス、測位精度や信頼性を向上させる測位補強サービス及び災害情報・安否情報を配信するメッセージサービスの提供 |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－７] スマートインフラマネジメントシステムの構築 | |
| * インフラ分野において、関係府省庁や地方公共団体、民間企業などインフラ管理主体ごとにデータプラットフォームが構築されつつあるが、データの連携は限定的。これに対し、2019年度（令和元年度）にPRISM革新的建設・インフラ維持管理/革新的防災・減災領域運営委員会の下にデータ連携検討会を設置し、連携型インフラデータプラットフォームの基本的枠組みについて検討。 * 2023年度（令和５年度）開始のSIP第３期課題「スマートインフラマネジメントシステムの構築」において、デジタルデータによりインフラ・建築物の設計から施工、点検、補修まで一体的な管理を行い、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進するシステムを構築することをミッションとして、インフラ分野のデータを連携し、デジタルツイン構築を目指した研究開発を実施。 | |
|  | |
| KPI： | （2023年度（令和５年度）に研究開発計画を策定） |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－８] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進 | |
| * 被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。そのため、2020年（令和２年）８月に「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」を改訂し、地方公共団体に周知するほか、会議等の場においてもマイナポータルの活用を促している。 * 引き続き、地方公共団体に対して、通知の発出や会議等の場を通してマイナポータルの活用を促していく。 * あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。 | |
|  | |
| KPI： | 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数  取扱機関（市町村）数  （子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる） |
| 主担当府省庁： | 内閣府、デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－９] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進 | |
| 【保育所等について】   * 認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の情報をオープンデータとしてインターネット上で検索・閲覧できる「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を構築し、2020年（令和２年）９月から一般公開を開始した。引き続き、登録情報の更新、充実やシステムの周知、利便性の向上等に努めることにより、保護者が小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保につなげる。   【放課後児童クラブについて】   * 保護者が放課後児童クラブを選択するに当たっては、各地方公共団体において放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。 * このため、放課後児童クラブについては、有益な情報のオープンデータ化に関する取組状況を全地方公共団体に対して引き続き調査するとともに、オープンデータ化がなかなか進まない地方公共団体に対しては、推奨データセットの活用についてデジタル庁と連携し周知することに努める。 * こうした取組により、保護者が適切かつ円滑に放課後児童クラブを利用できる機会の確保につなげる。 | |
|  | |
| KPI： | ・保育所等や放課後児童クラブに関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合  （保育所等については、ここdeサーチで公表済のデータの更新率60％）  ・放課後児童クラブについては、オープンデータ化の取組と利用の状況等を勘案しながら引き続き検討 |
| 主担当府省庁： | こども家庭庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－10] 「デジタルを活用した交通社会の未来２０２２」に基づいた取組の推進 | |
| * 2030年（令和12年）に向けて、国民の豊かな暮らしを支える安全で利便性の高いデジタル交通社会を世界に先駆け実現するため、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める。 * 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 「デジタルを活用した交通社会の未来２０２２」本文内に記載 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－11] 官民の保有するモビリティ関連データの連携 | |
| * 官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル３の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。 * モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る。 * 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。 | |
|  | |
| KPI： | ガバメントクラウド上で提供される、データを利活用したモビリティサービス数  KPIの設定時期：2023年度（令和５年度）末 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－12] 位置情報を統一的な基準で一意に特定する「４次元時空間ID」の整備 | |
| * モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことができない。 * 実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「４次元時空間ID」を整備して、データ化した空間情報を取得・加工した上で利用者に提供するデータの流通構造を持った空間情報基盤を構築する。 * モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことが可能となり、将来的には500万回の運行が可能となる。 | |
|  | |
| KPI： | 空間情報基盤を活用したモビリティの運行回数  KPIの設定時期：2024年度（令和６年度）末 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－13] 取引のデジタル化 | |
| * 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライチェーン内にとどまる等、利用は限定的である。 * 2023年（令和５年）10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めていく。 * 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。さらに、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にもつながる。 | |
|  | |
| KPI： | 2022年度（令和４年度）に取りまとめたグリーンペーパー等や、必要に応じてNEDOにおける実証事業の結果も踏まえて、見直しを実施  2022年度（令和４年度）に実証分析を実施 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－14] 電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）の定着とそれを契機としたグローバル展開に向けた取組 | |
| * 現状、消費税制度における適格請求書に対応する標準仕様であるStandard Invoice JP PINTは策定・公表済。他方、同制度における仕入明細書に対応するJP BIS Self-Billing Invoiceはドラフト版（Ver. 0.9）は公表し、同制度における区分記載請求書に対応するJP BIS non-tax Invoiceについては、ドラフト版の作成を行っているところ。2023年（令和５年）10月の消費税適格請求書等保存方式への移行を見据え、JP BIS Self-Billing Invoice及びJP BIS non-tax Invoiceについても、2023年（令和５年）７月～８月を目途に策定・公表することを目指す。 * 民間の会計・業務システムベンダーによる対応サービスの提供は、既に開始されている。民間のベンダーのサービス提供に支障がないよう、前述の２仕様の策定も確実に行うことが重要。 * PINTの策定はOpenPeppol内で組織されたproject teamが実施。故に、その進捗は、他律的な側面が強い。他方、同teamには、デジタル庁担当官がコアメンバーとして参画しており、早期策定に向け、引き続き積極的に関与・貢献していく。その上で、Peppolに対応している日本の会計・業務システムベンダーがASEANを中心とした新たなマーケットに進出していけるよう、他国政府へのPINT採用の推奨など、必要な環境整備を行う。 | |
|  | |
| KPI： | ・JP PINT（日本の電子インボイスの標準仕様）について、Standard Invoice JP PINTのほか、JP BIS Self-Billing Invoice及びJP BIS non-tax Invoiceの２仕様の策定  ・民間の会計・業務システムベンダーによる、標準化された電子インボイスに対応したサービスの提供  ・電子インボイスの新たな国際標準仕様であるPINT（Peppol International model for Billing)の策定等 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－15] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現 | |
| * 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）について、民間PHRサービスの適正かつ効果的な利活用を進めるため、総務省、厚生労働省及び経済産業省では、民間事業者に必要なルールの在り方等を継続的に検討しており、2021年度（令和３年度）には「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を策定した（2022年（令和４年）４月に一部改訂）。 * 2023年度（令和５年度）においても、引き続き上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。 * このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。 * 遠隔医療は、医療の質の向上、患者の利便性の向上、離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の観点からその重要性が認識されてきたが、新型コロナウイルス感染症を契機として、遠隔医療に対するニーズが更に高まっている。総務省では、遠隔医療システムの導入を円滑・適切に行うために必要となる知識や情報、システムの運用手順や構築パターン等を取りまとめた「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」及び「遠隔医療モデル参考書－医師対医師（DtoD）の遠隔医療版－」を公表している。 * 2023年度（令和５年度）は、コロナ禍を経てオンライン診療の新たな利用形態が生まれたことなどを踏まえ、「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」の改訂に向けた調査を実施する。 * このような取組により、オンライン診療の導入を望む医療機関や地域における実際の導入・整備を促進し、オンライン診療の継続的活用及び医療提供体制の充実等に貢献。 | |
|  | |
| KPI： | ・「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業数  ・2023年度（令和５年度）に実施する調査結果を踏まえ、2024年度（令和６年度）早期に「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」を改訂 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－16] 高度遠隔医療ネットワーク実用化研究の推進 | |
| * 2019年（令和元年）７月、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が改訂され、遠隔手術がオンライン診療の一類型として位置付けられた。これを受け、総務省では2020年度（令和２年度）から、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件整理のための実証研究に取り組んでおり、2021年度（令和３年度）までの研究成果を踏まえ、2022年（令和４年）６月に実施施設やスタッフの要件、必要な情報通信システム等を整理した「遠隔手術ガイドライン」（第一版）が日本外科学会により策定された。 * 2022年度（令和４年度）からの３年間は、「遠隔手術ガイドライン」（第一版）で考慮されていなかった、高精細な映像のリアルタイム伝送や、多様な通信環境など、より実際の活用シーンを想定した実証を行い、「遠隔手術ガイドライン」の精緻化に寄与する。 * これにより、遠隔手術の社会実装が進み、医師の地域偏在の解消や働き方改革の実現、国民の健康寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献。 | |
|  | |
| KPI： | 2024年度（令和６年度）までの研究成果を踏まえ、早期に「遠隔手術ガイドライン」を改定 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－17] 公共安全LTEの実現に向けた技術的検討 | |
| * 従来の公共業務用無線は、音声通信中心のシステムであり、画像、動画等の大容量のデータ通信が難しく、また、各機関が個別に整備するため、高コスト化、関係機関間の円滑な情報共有が容易ではないといった課題があった。このため、これらの課題を解決するため、携帯電話（LTE）技術を活用した公共安全LTEの実現に向け、実証環境を用いた技術検証等を実施してきた。 * 2023年度（令和５年度）は、引き続き、関係機関と連携し、2022年度（令和４年度）に実施した実証を踏まえ、具備すべき機能の精査、課題対応のための追加実証等を実施し、公共安全LTEの早期運用に向けて取り組む。 * 商用の携帯網及び汎用スマートフォンを活用した公共安全LTEが実現することで、低コスト化や関係機関間での相互接続に係る技術的ハードルの低減が見込まれ、音声だけでなく画像や映像等による公共安全機関間の円滑な情報共有が可能な通信手段を確保することができる。 | |
|  | |
| KPI： | 公共安全LTEの技術検証等  公共安全LTEの運用開始（2024年（令和６年）目標） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－18] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施 | |
| * 国はこれまでもJアラートによる緊急情報の発信を実施。 * 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。 * これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。 | |
|  | |
| KPI： | 情報伝達手段を多重化した地方公共団体数  地理的な制約、年齢、身体的な条件等にかかわらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－19] Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大 | |
| * Lアラートは、災害関連情報を迅速かつ効率的に住民に伝達する基盤として既に機能しているが、地図化の取組や位置情報の活用を推進することで、住民への情報伝達の更なる充実を図る余地がある。 * 特に、避難所情報等については、地域により情報の品質（地図化のしやすさを含めた活用の容易性）に差が生じている。 * 2023年度（令和５年度）においては、避難所情報等の品質を底上げし、地域住民等の具体的な避難行動を促進するため、Lアラート情報をG空間情報と併せて活用しやすいものとするべく調査研究を実施し、災害情報の視覚化を推進する。 * これにより、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大を推進。 | |
|  | |
| KPI： | Lアラート情報をG空間情報と併せて活用しやすいものとするための調査研究の報告書  Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－20] 地域課題解決のためのスマートシティの推進 | |
| * 総務省において、2017年度（平成29年度）から2022年度（令和４年度）において、計40件の事業に対して補助を行い、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に向けて、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上について引き続き取り組む必要がある。 * 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などの枠組みを活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行う。 * 上記の取組により、人口減少（少子高齢化）、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の解決等に貢献。 | |
|  | |
| KPI： | 総務省スマートシティ事業による補助事業数（年15件）  スマートシティ数（2025年（令和７年）までに100） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－21] ITUとの連携による国際協力事業 | |
| * 世界的に気候変動問題への対応が喫緊の課題となる中、カーボンニュートラルの実現に向けて、その基盤となるグローバルなデジタル化の推進が求められている。 * ITU（国際電気通信連合）と連携し、 我が国企業の技術を活用しつつ、気候変動・GXに対応するためのICT分野の国際標準化を推進するとともに、途上国等を対象とする国際協力を行う。 * これにより、世界規模でのGX推進に貢献するとともに、我が国企業の技術を活用した国際協力を推進。 | |
|  | |
| KPI： | ITUにおけるプロジェクトの実施  我が国企業等の標準化活動等への参加 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－22] 医療高度化に資するPHRデータ流通基盤の構築 | |
| * 昨今、個人の日々の活動から得られるPHR（Personal Health Record）データを取得・分析し、その人の健康増進等に役立てるサービスが一般的に普及したことで、蓄積された信頼できるPHRデータの利活用が可能となっている。他方、医療行為を対象とする診療報酬の体系の下、「病院外で得られたデータ」を積極的に入手して診療に活用するという発想があまり進んでおらず、現状、医師が患者のPHRデータを入手するための技術的な仕組みがない。 * こうした状況を踏まえ、2023年度（令和５年度）から2024年度（令和６年度）にかけて、PHRデータを医療現場での診療に活用すべく、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築し、技術的な制約の解消を図る。その上で、実際の診療でPHRデータを活用し、PHRデータの有用性を医学的に検証する。 * このような取組により、医療・健康サービスの向上・効率化を図り、国民の健康寿命の延伸に貢献。 | |
|  | |
| KPI： | 2024年度（令和６年度）までに各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を開発 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－23] 消防防災分野におけるAIの活用も含めたDXの推進 | |
| 消防防災分野において、   * マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化について、全国展開を目指す（2024年度（令和６年度）以降）。 * 消防指令システムの高度化等のため、次の取組を行う（2024年度（令和６年度）中）。   ①消防指令システムと外部システムとの連携のため標準仕様を策定。  ②消防業務システムのクラウド化を進め、導入・維持管理費用の低減化等を実現。   * 消防団の地域密着性の観点から情報収集能力の向上のため、ドローンの活用が急務となっている状況を踏まえ、消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施し、消防団の災害対応能力の高度化を図る。 * 消防庁と自治体、自治体同士で映像情報を共有する「消防庁映像共有システム」を構築（2023年度（令和５年度））し、映像情報を政府全体で活用できるよう、内閣府次期総合防災情報システムとの接続を図る(2024年度（令和６年度）中)。 * AIを活用した救急隊運用最適化による現場到着時間の短縮を図るシステムの導入に係る検討を行う。 * 消防防災科学技術研究推進制度（国民が安心・安全に暮らせる社会を実現することを目的とし、消防機関が直面する課題の解決に向けて、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、高い意義が認められる提案者に対して研究を委託する制度）において、AIの活用も含めたDXに関する研究開発を推進する。 | |
|  | |
| KPI： | ・救急業務においてマイナンバーカードを活用する消防本部数  ・策定した消防指令システムの標準インターフェース仕様書の検討  ・消防団に対するドローン講習を実施した都道府県数  ・消防庁と地方公共団体との映像共有手段の構築  ・AIを活用した救急隊運用最適化システムによる現場到着距離の短縮率  ・消防防災科学技術研究推進制度の公募時に、DXに関する研究テーマを１件以上提示する |
| 主担当府省庁： | 総務省消防庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－24] 児童生徒１人１台端末の活用促進 | |
| * GIGAスクール構想によって義務教育段階の１人１台端末環境が整備され、学校における本格的な端末の活用が始まっているが、その活用状況には地域間・学校間でばらつきが見られる。 * そのため、学校におけるICT活用を広域的勝組織的に支援するGIGAスクール運営支援センターの機能強化や、効果的な実践例の創出・横展開などの取組を進める。 * これにより、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するための環境を整備する。 | |
|  | |
| KPI： | ・１人１台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加  ・ICT機器を活用した授業頻度の増加 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－25] 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進 | |
| * GIGAスクール構想による１人１台端末環境において、教育上の課題の解決や、教育の質の向上を支援するものとして、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、先端技術や教育データの効果的な活用方策の検討や、現場における課題を踏まえた留意点等についての整理が必要。 * 2022年度（令和４年度）に引き続き次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進に関する実証研究の実施を行う。 * これにより、教育の質を向上させ、「子どもの力を最大限引き出す学び」を実現。 | |
|  | |
| KPI： | 学校現場における先端技術・教育データの効果的な利活用に関する実証事例の創出 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－26] 教育データの効果的な活用の推進 | |
| * 学習者の力を最大限引き出す学びの実現に向けては、学習データを効果的に利活用できるような仕組みの整備が必要。学習データの相互運用性を確保するため教育データの標準化を実施し、2022年度（令和４年度）に「教育データ標準3.0」を公表。 * 今後も、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用に向けた今後の論点や方向性を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」も踏まえ、文部科学省における教育データ標準の改訂等、各省庁における取組を着実に推進する。 * これにより、教育データを活用して、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。 | |
|  | |
| KPI： | 教育データ標準の公表・改訂  教育・学習分野におけるデータ活用の推進 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－27] 学習者用デジタル教科書の普及促進等 | |
| * デジタル教科書の在り方については、中央教育審議会における議論を踏まえ、以下のとおり段階的に導入することを予定している。 * 2024年度（令和６年度）から全ての小中学校等を対象に、小学校５年生から中学校３年生に対して英語のデジタル教科書を提供。 * 次に導入する算数・数学やその他の教科については、学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供。 * 2023年度（令和５年度）においては、2022年度（令和４年度）に引き続き、英語については全ての小中学校等を対象に、算数・数学については、約５割の小中学校等の小学校５年生から中学校３年生を対象にデジタル教科書を提供する実証研究等を実施し、2024年度（令和６年度）に向けて、引き続きデジタル教科書の活用の促進を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率：36.1%（令和３年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（2022年（令和４年）３月１日現在）〔確定値〕）  義務教育段階の学校における学習者用デジタル教科書の整備率を2024年度（令和６年度）に100％とする |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－28] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供 | |
| * 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表制度を義務付けるなど介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。 * 2023年度（令和５年度）以降は、利用者が使いやすいユーザーインターフェースへの改善に係る改修を実施するなど、利用者等の選択を支援するための情報を充実・追加等するため、引き続き介護サービス情報公表システムの機能改修に取り組む。 * これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。 | |
|  | |
| KPI： | ・利用者・家族のニーズに対応した介護サービス情報公表システムの分かりやすさ・使いやすさ向上のための検討を行い所要の改修等を実施（2022年度（令和４年度）以降継続的に実施）  ・2023年度（令和５年度）の「介護サービスの概算料金の試算」機能のアクセス数（１か月当たり平均10,000件）  ・2023年度（令和５年度）の介護サービス情報公表システム（事業所情報検索結果）のアクセス数（１か月当たり平均500,000件） |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－29] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 | |
| * データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。 * 2024年度（令和６年度）より開始する第３期データヘルス計画に向けて、2023年度（令和５年度）も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及のための、評価指標や保健事業の標準化等を検討する。 * これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。 | |
|  | |
| KPI： | 第２期データヘルス計画の各年度の実績報告を６月末までに作成し、厚生労働省に提出する健康保険組合の割合  健康保険組合共通の評価指標（内臓脂肪症候群該当者割合、特定保健指導対象者割合、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率、特定健康診査実施率、特定保健指導実施率）の実績報告を行う健康保険組合の割合 |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－30] レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の利活用促進 | |
| * NDB・介護DBと他の公的データベース等との連結解析に向けた検討を進めるとともに、NDBと死亡情報の連結を2024年度（令和６年度）から開始する。 | |
|  | |
| KPI： | NDB・介護DBと連結解析できるデータベースの数  NDB・介護DBの利活用による研究開発の件数 |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－31] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進 | |
| * 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集する必要がある。 * 2017年度（平成29年度）中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、2019年度（令和元年度）には、研究者へのデータ提供を開始しており、今後もこうした取組を進める。また、難病患者等の利便性の向上を図るため、本計画等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申請のオンライン化の実施についての検討を行う。 * 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結び付け、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献することが期待される。 | |
|  | |
| KPI： | データ登録進捗率（データベースへのデータ登録件数／受給者証の発行件数（2021年度（令和３年度）衛生行政報告例））  データベースからのデータ提供件数 |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－32] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討 | |
| * 「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較衡量することとされている。 * このため、2018年度（平成30年度）においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、2019年度（令和元年度）からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施しており、2023年度（令和５年度）も引き続き実施する。 * これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。 | |
|  | |
| KPI： | - |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－33] ICT等を用いた遠隔診療の推進 | |
| * 2020年（令和２年）４月、新型コロナウイルス感染症拡大下の時限的・特例的措置として、医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこととされた。また、この措置を受けたオンライン診療の実施状況を踏まえて2022年（令和４年）１月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂し、初診からのオンライン診療の実施を可能とした。 * 今後、   ・遠隔医療の実施に必要な機器の整備に対する財政支援を実施すること  ・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を定期的に見直すこと  ・オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、適切なオンライン診療の普及を推進する  等を行っていくこととしている。   * これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。 | |
|  | |
| KPI： | ・遠隔医療設備整備事業で在宅患者用機器導入の補助を実施した件数（2023年度（令和５年度）目標：47件）  ・遠隔診療に関する診療報酬の算定件数  （参考）  　2022年（令和４年）５月診療分（NDBデータ）  ・情報通信機器を用いた初診料：10,703回  ・再診料：25,018回  ・外来診療料：4,692回  ・オンライン診療研修を修了した医師数 |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－34] 農業関係情報のオープンデータ化の推進 | |
| * 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル（土地・農業分野）での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。 * また、農林水産省ウェブサイトに公開している行政データなどを機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）で順次オープンデータ化。 * これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。 | |
|  | |
| KPI： | ・農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）への機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）での公開数（2023年度（令和５年度）末までに、機械判読性の高い形式での新規公開を150件増加させる。）  ・農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数を2023年度（令和５年度）において、過去３か年平均比20％増加させる。 |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－35] データ連携による生産・流通改革 | |
| * 国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応えるため、農産物・食品の生産から加工・流通・消費・販売に至るまでの様々なデータを収集・活用していくことが必要である。また、食品流通の合理化・高度化を図るため、サプライチェーン上のデータ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、業務の自動化・省人化、コールドチェーンの整備等が必要である。 * このため、①SIPの下で構築したスマートフードチェーンプラットフォーム等データ連携プラットフォームを活用した農業データの川下とのデータの連携を推進するなど、本件の社会実装を進める。また、②デジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、自動化技術の導入、コールドチェーンの整備等、効率的なサプライチェーン・モデルの構築を支援する。 * これらの取組により、データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。 | |
|  | |
| KPI： | ・農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践（2025年度（令和７年度）まで）  ・流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10％、2030年（令和12年）まで） |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－36] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業産地モデル実証」及び「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」） | |
| * 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。 * これまでのスマート農業実証プロジェクトで得られた成果と課題を踏まえ、海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に必要な技術の開発・改良から実証、実装に向けた情報発信までを総合的に取り組む。生産現場のスマート農業の加速化等に必要な技術の開発から、個々の経営の枠を超えて効率的に利用するための実証、実装に向けた情報発信までを総合的に取り組む。 * これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。 | |
|  | |
| KPI： | 実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況（単年度評価の結果）  実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数（終了時評価を実施した実証計画数の80％以上） |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－37] データをフル活用したスマート水産業の推進 | |
| * 水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっていることから、水産業データ連携基盤を構築するとともに、2020年度（令和２年度）にデータ利活用のための有識者協議会を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進め、2021年度（令和３年度）に水産分野におけるデータ利活用ガイドラインを策定した。また、2022年度（令和４年度）はガイドラインの普及資料の作成、データプラットフォームにおけるデータポリシーの検討や魚種等のデータ標準化の整理を進めた。 * 2023年度（令和５年度）は策定したガイドライン等の普及を図る。 * 操業の効率化による生産性向上や資源評価の高度化のために、漁獲量、漁場環境、漁船の操業情報等のデータを収集し、利活用するICT等の先端技術を用いた機械等の導入利用を推進。 * これらの取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現するとともに、水産業を支援するサービスを創出し、データ利活用の取組の展開を図る。 | |
|  | |
| KPI： | ・水産業におけるデータ契約ガイドラインの充実（2023年度（令和５年度）まで）及びデータ標準化リストの策定（2023年度（令和５年度）まで）  ・データ利活用の取組を展開（2023年度（令和５年度）までに４海域以上） |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－38] 水産流通適正化制度における電子化推進対策事業 | |
| * 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。 * このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）が2020年（令和２年）12月に成立し、2022年（令和４年）12月に施行。 * 同制度の円滑な運用に向け、引き続き、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。 | |
|  | |
| KPI： | ・漁獲番号等の伝達の電子化に取り組む数（2023年度（令和５年度）までに30市場）  ・特定第一種水産動植物の検挙件数（2027年度（令和９年度）までに半減） |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－39] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進 | |
| * 農業従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。農林水産業を成長産業としていくため、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体等の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。 * そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のパソコンやスマ－トフォン、タブレットからオンラインで申請が行えるようにする「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築。また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」を開発・運用。あわせて、eMAFFにより得られる膨大なデータも活用した政策立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンティスト研修を行うなどデータ活用人材の育成にも注力。 * これにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー（情報の提出は一度限り）など申請者の利便性が向上。また、事務負担を軽減するとともに、各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することで、データ駆動型の農林水産業を実現。さらに、オンライン利用率が高まることにより、各事業の事務コストを削減し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化が可能。加えて、農林水産行政等のデータを集約し、職員の能力向上とあいまって、データを十分に活用にした政策立案が可能となる。 | |
|  | |
| KPI： | 2025年（令和７年度）にオンライン利用率60％ |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－40] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用 | |
| * 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、2015年（平成27年）４月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等を全く行っていない農業委員会が一定数あることが課題。 * 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化を進めるとともに、2023年（令和５年）４月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づく目標地図の素案作成等を可能とする、農業委員会サポートシステムとしてシステムを見直したところであり、引き続きシステムの適切な運用を行う。 * 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、2023年度（令和５年度）までに担い手が利用する面積が全農地面積の８割になることを目指す。 | |
|  | |
| KPI： | ・農業委員会等による農業委員会サポートシステムの更新数  ・全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（2023年度（令和５年度）までに８割） |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－41] 林業におけるデジタル技術の活用の推進 | |
| * 林業の生産性・収益性・安全性を向上させるには、新技術を活用した「林業イノベーション」を推進し、林業現場へデジタル技術の導入・定着を図ることが重要である。 * 全国的に航空レーザ計測による森林資源情報の整備が進む（2020年度（令和２年度）末で民有林の約40％において実施する）など、デジタル技術の活用基盤は着実に進展しつつあるが、林業におけるデジタル技術の活用は、一部の者や分断的な利用に留まっている。 * そのため、地域一体で森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業」の実践・定着を推進することが重要である。 * そこで、航空レーザ計測等による高度な森林資源情報の把握や共有・公開を継続するとともに、2023年度（令和５年度）より「デジタル林業戦略拠点」の創出を開始する。 * これにより、林業の生産性向上に資するデジタル技術の利活用に寄与。 | |
|  | |
| KPI： | ・航空レーザ計測を実施した民有林面積の割合（2026年度（令和８年度）末までに80％）  ・デジタル林業戦略拠点構築に向けた取組を実施する都道府県数（2027年度（令和９年度）までに47都道府県）  ・林業経営体の労働生産性（主伐）2020年度（令和２年度）：6.67m3/人・日（最終目標年度2030年度（令和12年度）：最終目標11m3/人・日） |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－42] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進 | |
| * 農地の区画情報である筆ポリゴンは、農林水産省が2019年度（令和元年度）からオープンデータとして提供しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で活用されている。 * 2023年度（令和５年度）は、2021年度（令和３年度）に構築した筆ポリゴン管理システムを通じて、2022年度（令和４年度）に更新した筆ポリゴンデータに安定的な継続利用を可能にするためのID・履歴を付与し公開するとともに、データの取得や利活用の検討を進めやすい環境を提供する。また、2024年度（令和６年度）の公開に向け、筆ポリゴンを更新する。 * これにより、筆ポリゴン利用者の更なる利便性向上及び高度利用の促進を図る。 | |
|  | |
| KPI： | ・筆ポリゴンの利用件数（2023年度（令和５年度）のアクセス数1,500）  ・筆ポリゴンの高度利用件数（2023年度（令和５年度）までに筆ポリゴンの利用件数のうち高度利用の状況を把握する仕組みを構築） |
| 主担当府省庁： | 農林水産省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－43] ICTを活用した教育サービスの充実 | |
| * 高校では「探究」が科目化されており、教育現場では探究学習の導入が進みつつあるものの、①予算や人材、実績不足等により探究学習サービスの導入に踏み切れない、②サービス導入までの内部調整が困難、③どのサービスを使えばよいのか分からない、といった課題がある。また、高校における「情報」科目の必修化や未来のイノベーター育成の観点から、情報活用能力の育成も重要である。 * このため、学校における探究学習等を推進すべく、探究学習サービスや「情報」等のプログラミング教育サービス等の導入支援や探究学習研修会等の取組を実施する。 * これにより、学校と民間教育サービスとの協働を促進し、より高度な探究学習やプログラミング教育等の面的展開を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | ・探究的な学び支援補助金による学校等教育機関への探究学習等サービス試験導入（2023年度（令和５年度）中に約3,000校）  ・STEAMライブラリーの活用実績の増加（コンテンツ使用数増加） |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－44] フィジカルインターネットの実現 | |
| * 電子商取引の増加や積載効率の低下、人口減少に伴う労働力不足の深刻化等により、物流における需要と供給のバランスが崩れつつある。この状況を放置すれば、経済全体の成長を制約することになるだけでなく、物流機能それ自体の維持が困難になるおそれがある。こうした事態を回避し、物流を産業競争力の源泉としていくため、2021年度（令和３年度）に、2040年（令和22年）を目標とした物流のあるべき将来像として、フィジカルインターネット（規格化された容器に詰められた貨物を、複数企業の倉庫やトラック等をネットワークとして活用し輸送する共同輸配送システム）の実現に向けたロードマップを策定した。 * 本ロードマップに基づき、モノ・データ・業務プロセスの標準化や、電子タグや物流ロボット等を活用した輸配送・物流拠点の自動化・デジタル化に係る実証実験等を行う等、フィジカルインターネットの実現に向けた取組を着実に進める。 | |
|  | |
| KPI： | ・パレット等物流資材の標準化の推進  ・サプライチェーンマネジメントやロジスティクスを基軸とする経営戦略への転換の推進  ・物流拠点におけるロボットフレンドリーな環境構築の推進  ・トラックの積載効率（2025年度（令和７年度）までに50％）  ・トラックドライバーの①年間所得額平均/②平均労働時間に関する目標（2025年度（令和７年度）までに①年間所得額平均を全産業平均まで引き上げる/②平均労働時間を全産業平均まで引き下げる） |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－45] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進 | |
| * 災害時において、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、市町村が更新する指定緊急避難場所情報は、オープンデータとして迅速に整備・更新・公開する必要がある。また、旅行者等の地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことも課題。 * 指定緊急避難場所等の指定促進に係る通知を発出し、指定緊急避難場所データを国土地理院へ報告するよう市町村に要請するとともに、引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。 * これにより、住民等が最新のデータに基づいて避難ルートや避難場所の確認ができるとともに、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出にも寄与。 | |
|  | |
| KPI： | 市町村から更新の連絡があった指定緊急避難場所情報の地理院地図への反映率（毎年度100％）  指定緊急避難場所データへのアクセス数（500万/年） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－46] 歩行空間における自律移動支援の推進 | |
| * 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。2019年度（令和元年度）の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス創出につなげることが課題。 * 引き続き施設・経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化やデータの活用促進を図るほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。 * 事業者や地方公共団体を始め、利用者自らが連携してバリアフリー情報や歩行空間情報をオープンデータとして広く収集し、相互に展開できるようなエコシステムを構築することによって、高齢者や障害者、さらに、将来的には自動走行モビリティ等が安全かつ円滑に歩行空間を移動できるようなユニバーサル・スマート社会を実現することを目的とする。 | |
|  | |
| KPI： | 歩行空間ネットワークデータ、施設データ等のオープンデータダウンロード数（年間で2,000件以上）  オープンデータダウンロード数の増加（2024年度（令和６年度）末時点で累計ダウンロード数80,000件を達成する。） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－47] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進 | |
| * 近年、みちびき等の衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で２ｍ程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るという課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール（国家座標）に基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。 * 国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、民間等電子基準点の登録制度の利活用を推進し、電子基準点網を拡充する取組を進める。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する仕組みにおいて、補正情報向上の技術的手法を2023年度（令和５年度）を目途に取りまとめる。さらに、2023年度（令和５年度）までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、2024年度（令和６年度）から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。 * これらにより、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用でき、自動運転等、様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。 | |
|  | |
| KPI： | 電子基準点の観測データの取得率（毎年度99.5％以上）  地殻変動補正サービスを提供している分野数（2025年度（令和７年度）末４分野） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－48] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供 | |
| * これまで基盤となる地理空間情報等を整備・提供し、地理空間情報の活用推進に取り組んできており、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に電子国土基本図が指定されているところ。 * ベース・レジストリとして更なる利便性の高いデータとすべく、電子国土基本図の更新頻度及び機械可読性の向上、国土全域の３次元化を行う。また、 引き続き、国・地方公共団体等との連携の下、基盤地図情報を含む電子国土基本図を着実に整備・更新しつつ、地理空間情報ライブラリーの運用によりベース・レジストリの利用を推進する。 * これにより、官民問わず幅広く、各種手続や防災・減災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。 | |
|  | |
| KPI： | 新規道路等の重要項目の地理院地図への反映率（毎年度100％）  地理空間情報ライブラリー利用数（毎年度800万件以上） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－49] ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進 | |
| * 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。 * 地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットで公開することを検討する。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。 * また、公共工事等以外においても、民間企業による建築工事等において収集される地盤情報の収集・共有化に向け検討。 * これらにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、地下工事等における安全性や効率性の向上やハザードマップ等の精緻化などが期待。 | |
|  | |
| KPI： | 公開する地盤情報の追加（地盤情報の登録、協定締結先の拡大）を行いデータベースを拡充（2022年度（令和４年度）３月時点：44万本）  データベースに登録されるボーリング柱状図データ（2026年度（令和８年度）中に60万本） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－50] 小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進 | |
| * ドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル４飛行）を可能とするため、機体認証及び操縦者技能証明制度等を2022年（令和４年）12月に施行するとともに、機体認証に係る検査を行う検査機関を登録、技能証明に係る試験を行う試験機関を指定するなど必要な環境整備を行い、2023年（令和５年）３月末に行ったドローン物流の実証飛行によりレベル４飛行が実現した。 * ドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル４飛行）の導入を離島・山間部で進めるとともに都市部でも実現するため、引き続き、ドローン物流の実証を行い、ドローン物流サービスの提供開始を支援する。   また、操縦者講習実施機関への厳格な監査を通じてレベル４飛行を担う高度技能操縦者の適正な育成を行う。さらに、2024年度（令和６年度）までにドローンの型式認証ガイドラインを策定し、その取得を促すとともに、2025年度（令和７年度）までにより安全で効率的な航行のために必要な運航管理システムの提供事業者の認定に係る要件を策定する。 | |
|  | |
| KPI： | 実証実験件数  有人地帯での目視外飛行の拡大 |
| 主担当府省庁： | 国土交通省、経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－51] サイバーポートの整備（港湾物流分野） | |
| * 港湾物流手続は、各社のグループ内や特定の事業者間での電子化は進んでいるものの、港湾物流に関わるいずれの業種においても、約５割の手続が依然として紙、電話、メール等で行われているのが現状。このため、紙やPDFの情報を電子化するための再入力作業や、情報や手続状況の電話問合せなど、非効率な作業が発生。 * 2021年（令和３年）４月に第一次運用を開始した、サイバーポート（港湾物流分野）について、2023年度（令和５年度）は商流のプラットフォームと連携し、機能改善や利用促進を図る。 * これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。 | |
|  | |
| KPI： | サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な港湾関係者数（2025年度（令和７年度） 約650者)  サイバーポート（港湾物流）各種機能の利用回数  ※KPI（進捗）とKPI（効果）は連動するため、KPI（進捗）に即してKPI（効果）を設定することを考えているが、運用開始直後の時点では、利用者数及び利用回数が少ないことから、関係性が明確にならない。このため、関係性がある程度明確になる2023年度（令和５年度）以降、KPI（効果）の値等を設定することとしたい。 |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－52] 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の深化 | |
| * 2022年度（令和４年度）までは、ターミナル荷役能力を向上させ、荷役時間を短縮すること等を目的としている「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進めてきているものの、コンテナターミナルにおける更なる生産性向上や労働環境改善を早期に実現する必要がある。 * 2023年度（令和５年度）からAIターミナルの取組を深化させ、「港湾技術開発制度」を創設して、現場のニーズを踏まえた効果の高い技術開発を集中的に推進する。 * これにより、港湾における更なる生産性向上や労働環境改善が図られ、我が国経済・産業の国際競争力の強化に資する。 | |
|  | |
| KPI： | 「港湾技術開発制度」における採択中の技術開発件数 （2023年度（令和５年度）４件） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－53] 国土交通データプラットフォーム整備 | |
| * 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、３次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」について、2020年（令和２年）４月にver1.0を公開した。その後も各種データ連携を拡充しており、2023年（令和５年）４月には、検索性の高度化やデータ閲覧が容易になるユーザーインターフェースへの改良を実施した。 * 2023年度（令和５年度）以降も、引き続きデータ連携を拡充するとともに、ユーザビリティ・可視化機能の高度化や、データの利活用促進のためのユースケースの創出に取り組む。 * これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを目指す。 | |
|  | |
| KPI： | 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数（2020年度（令和２年度）約22万件、2025年度（令和７年度）約150万件） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－54] スマートシティの実装化の推進 | |
| * デジタル技術の活用により都市の諸問題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業を支援してきた。一方で、複数サービス・分野間連携や早期にまちへの実装を目指す取組等について重点的支援が必要。 * 2023年度（令和５年度）は、早期に実装を行う取組に対する支援として「都市サービス実装タイプ」を創設し、先進地区の取組について重点的に支援を行う。 * これにより、スマートシティの実装を加速させ、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。 | |
|  | |
| KPI： | スマートシティに取り組む地⽅公共団体及び⺠間企業・地域団体の数（スマートシティ官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：1,000 団体以上（2025年（令和７年））  スマートシティ数：100程度（2025年（令和７年）） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.６－55] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 | |
| * スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組や、都市計画基礎調査情報等のGIS化・オープンデータ化等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、ベストプラクティスの横展開、地方公共団体における理解促進・機運醸成等が必要。 * 2023年度（令和５年度）は、実証から実装へとフェーズを進め、データ整備の効率化・高度化、先進的なユースケース開発、データカバレッジの拡大に向けた取組を推進し、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムの構築を目指していく。具体的には、PLATEAUと建築・不動産に係るデジタル施策を一体的に進める「建築・都市のDX」に加え、地下埋設物のデータ作成実証など、国によるデータ整備の高度化・効率化のための技術開発、メタバースを始めとする多様な分野におけるユースケース開発の実証によるベストプラクティスの創出に取り組む。また、地域におけるオープンイノベーションの創出のため、地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の財政支援を実施するとともに、地域の人材育成、コミュニティ支援等を実施する。あわせて、3D都市モデルの基礎データとなる都市計画基礎調査等のGIS化・オープンデータ化を進める。 * これらにより、スマートシティの社会実装など「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進し、 都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。 | |
|  | |
| KPI： | ・3D都市モデルのコミュニティ形成に向けたハッカソン等の実施：５回（2023年（令和５年））  ・都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数：400市町村（2023年（令和５年））※現在332市町村  ・3D都市モデルを活用したユースケース開発数：20件程度（2023年（令和５年））  ・3D都市モデル構築都市数：200都市程度（～2023年（令和５年）） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.７－１] 障害者の本人確認等の簡素化 | |
| * 障害者割引等については、従来から、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第８条第３号「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。 * 関係府省庁は、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行うとともに、障害者の利便性の向上に向けた民間事業者等の取組状況についてフォローアップを行う。 * 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。 | |
|  | |
| KPI： | 関係府省庁から事業者等に発出した要請通知文書送付先団体数  障害者の移動及び施設利用時の負担軽減に対する理解が深まる |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

## アクセシビリティの確保

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.７－２] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等 | |
| * 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。 * 誰もが行政等のウェブサイトを利用しやすいようにするため、2022年度（令和４年度）の調査結果を踏まえ、更なる公的機関ウェブサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、事業者等への助成を行い、助成後５年間の提供状況を確認。 * これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。 | |
|  | |
| KPI： | ・サービス及び研究開発に対する助成件数  ・JIS規格準拠に係る各公的機関向け説明会の開催回数（2023年（令和５年）３件）  ・民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後２年経過時の事業継続率（2023年（令和５年）70％）  ・ウェブサイトのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合（2027年（令和９年）84.5％） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.７－３] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備 | |
| * IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米国やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。 * このため、米国・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。 * これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。 | |
|  | |
| KPI： | ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築・導入に向けた検討状況  ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの利用数（2026年度（令和８年度）まで100以上） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.７－４] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進 | |
| * 内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約６割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡っていない。 * このため、民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、2021年度（令和３年度）から全国において本格的に実施している。今後、携帯ショップが無い市町村などでの講習会を拡充していく。 * 上記の取組により、高齢者等がスマートフォンを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。 | |
|  | |
| KPI： | デジタル活用支援に係る実施拠点数（2023年度（令和５年度）6,000か所） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.７－５] 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発 | |
| * ビジネス・国際会議における議論・交渉、観光や人材受入れを背景とする外国人との共生社会の実現等において、「言葉の壁」が課題となっている。 * そのため、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したAIによる多言語翻訳技術の更なる高度化により、ビジネス・国際会議での議論にも対応した高精度かつ低遅延な実用レベルの同時通訳を実現するための研究開発を実施する。 * これにより、世界の「言葉の壁」を解消し、グローバルで自由なコミュニケーションを実現する。 | |
|  | |
| KPI： | 2024年度（令和６年度）末までに多言語による同時通訳技術を確立  確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化数（2027年度（令和９年度）までに20件） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.７－６] 障害当事者参加型技術開発の推進 | |
| * 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。 * このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。 * これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。 | |
|  | |
| KPI： | 障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況  障害関連情報共有プラットフォームのデータ数（2023年度（令和５年度）末250以上） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.７－７] デジタル技術を活用した郵便局による地域連携 | |
| * デジタル技術も用いながら、全国津々浦々に存在する約24,000局の郵便局ネットワークを、行政サービスの窓口等として活用したり、郵便局や地方公共団体等の地域の公的基盤が連携し地域課題を解決する取組は有用だが、全国への展開が進んでいない。 * 2023年度（令和５年度）は、地方公共団体による郵便局型マイナンバーカード利用端末の設置に財政措置を行うなど、郵便局を行政サービスの窓口等として活用を促進するほか、オンライン診療の拠点としての郵便局の空きスペースの活用など、郵便局や地方公共団体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開するとともに、スマートスピーカー等による見守りシステムなど、既存の郵便局を活用した地域課題解決モデルの普及展開を図る。また、郵便局が保有・取得するデータの公的要請に応える活用の推進について、信書の秘密や個人情報の適正な取扱いの確保に留意しつつ、その実証に向けた検討を進める。 * これにより、デジタル技術を活用した郵便局による地域連携が進展し、地方公共団体等の業務効率化と国民の利便性向上に貢献する。 | |
|  | |
| KPI： | 「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」（2023年度（令和５年度）当初予算）における実証件数  郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤との連携による地域課題解決の推進 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.８－１] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策 | |
| * Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」（以下「CPSF」という。）を2019年（平成31年）４月に策定。 * CPSFを各産業分野に展開し、産業分野別等のセキュリティガイドライン策定を推進する。 * 産業分野別のガイドラインとして、2022年（令和４年）11月に工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン、2023年（令和５年）３月に民間宇宙システムにおけるサイバーセキュリティ対策ガイドラインVer1.1を策定。 * 産業横断的なガイドラインとして、2020年（令和２年）11月にIoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク（IoT-SSF）策定するとともに、2022年（令和４年）４月にユースケース集を公開したほか、2022年（令和４年）４月に「協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク ～データによる価値創造の信頼性確保に向けた新たなアプローチ」を策定。 * 今後は、欧米各国との基準調和を図るため、2023年度（令和５年度）内に、ソフトウェアについては脆弱性やライセンス等の情報管理に関するガイドラインを整備し、IoT機器についてはセキュリティ要件の適合性を評価する国内制度整備の方向性を示す。 | |
|  | |
| KPI： | CPSFに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数  策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数 |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

## 産業のデジタル化

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.８－２] サイバーセキュリティお助け隊の構築 | |
| * 中小企業向けのセキュリティサービスが満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」及びサービスの内容の審査（確認）を行う機関（サービス審査登録機関）が満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準」を制定し、2020年（令和２年）４月より「サイバーセキュリティお助け隊サービス」制度が開始。 * サプライチェーン全体での対策を推進するため、産業界の取組と連携し、サイバーセキュリティお助け隊サービスの普及を促進するとともに、IT導入補助金で本サービスの導入を補助。 * 引き続き、我が国の中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化し、産業界のサイバーセキュリティの底上げを図る。 | |
|  | |
| KPI： | - |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.８－３] 中小企業支援のDX推進 | |
| * 新型コロナウイルス感染拡大を契機に中小企業におけるデジタル化が進み、中小企業支援に纏わる申請等の電子化も進んでいるものの、それらのデータ利活用は道半ばである。 * そこで、事業者の申請等データを一元化し官民で利活用するためのデータ基盤（ミラサポコネクト）を通じて、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現する。 * 加えて、行政支援以外にも自社の成長につながるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等についてを情報交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。 * これにより、中小企業に纏わるデータを活用することで、効果的に中小企業の成長支援を行う環境整備につなげる。 | |
|  | |
| KPI： | オンラインで個社に適した支援策・支援者等が見つかる仕組み等を活用した事業者・支援者数 |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.８－４] 地域企業のDX推進 | |
| * 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化は不可逆的に進展している。各国では非接触・リモート社会の構築に向けて、デジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用の成否が企業・産業の競争力に直結する。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが不可欠である。 * 本事業では、①地域ぐるみで企業のDXを促進するため、産学官金が参画する支援コミュニティが行う、サイバーセキュリティ対策を含むDX戦略策定に向けた伴走型支援やマッチング等を支援するとともに、②地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、地域企業等が行う新事業創出の実証事業を支援する。 * これにより、地域企業・産業で取組が遅れているDXを強力に支援・推進する。 | |
|  | |
| KPI： | ①地域の産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティ拠点数  （2023年度（令和５年度）見込：11拠点）  ②地域企業の新たなビジネスモデル構築を目指したプロジェクト  （2023年度（令和５年度）見込：12件）  ①事業年度から、その３年後までの間において、支援コミュニティの活動地域における「地域未来牽引企業と地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者」からなる企業群の労働生産性  （2026年度（令和８年度）までに６％以上増加）  ②事業終了後３年を経過した日までに、実証事業のうち、対象となる新事業に係る売上計上を予定する事業の割合  （2026年度（令和８年度）までに50％以上） |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.８－５] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進 | |
| * 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進においては、2020年（令和２年）11月にDX認定制度等の基準となる企業のデジタル経営のために実践すべき事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を策定した上で2022年（令和４年）に改訂し、「デジタルガバナンス・コード2.0 」を公表した。また「DXレポート2.2」を通じて企業の目指す方向性や具体的なアクションを示していく予定。 * 2023年度（令和５年度）は、産業界のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて「デジタルガバナンス・コード」や、「DX認定制度」、「DX推進指標」の普及促進を引き続き行う。 * これにより、多くの企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする。 | |
|  | |
| KPI： | 2023年度（令和５年度）末までに、DX認定制度の認定件数を累計1,000件、DX推進指標の回答数を累計１万件 |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.８－６] DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出等 | |
| * 観光地・観光産業においてDXを推進する機運は高まっているものの、デジタルツールの導入、データ利活用、人材の育成・活用等の課題が残っている。 * そこで、DXを推進する地域の参考となるような先進事例を創出するためのモデル実証を2023年度（令和５年度）に実施し、成果やノウハウ等の他地域への横展開を図る。 | |
|  | |
| KPI： | デジタル技術を活用した観光地経営の先進事例創出数（2023年度（令和５年度）5～10件） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.８－７] 観光DXの推進 | |
| * 観光産業においては、低生産性・担い手不足の深刻化といった課題を抱えているとともに、こうした課題の解決に資するデジタル化の取組も他産業に比べて遅れている。観光DXの推進を通じて、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図る。 * 具体的には、シームレスに宿泊、交通、体験等に係る予約・決済が可能な地域サイトの構築、その時・その場所・その人に適した情報のレコメンド、宿泊事業者における顧客予約管理システム（PMS）の導入等による業務効率化及びサービスの高付加価値化、観光地域づくり法人等における旅行者の移動・宿泊・購買データ等を用いたマーケティング及び観光地経営の戦略策定、DXを進めるために必要となる人材の育成等に取り組む。また、こうした取組に加え、連携するデータの仕様統一化、宿泊事業者における地域単位での予約情報や販売価格等の共有（API等によるデータ連携）によるレベニューマネジメント等、事業者間・地域間のデータ連携の強化により、広域での収益最大化に向けた取組を推進する。なお、主な施策については以下のとおり。   　・DXや事業者間連携等を通じた観光地や観光産業の付加価値向上支援  　・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業  　・地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化  　・ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化  　・広域周遊観光促進のための観光地域支援事業  　・観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業   * こうした取組を通じて、観光に係る様々な分野間でデジタル連携を強化することにより、地域全体の収益最大化を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 地域全体を包括する情報発信・予約・決済機能をシームレスに提供するサイトを設置している登録DMOの数：2027年度（令和９年度）までに全ての登録DMOが設置。  高付加価値経営旅館等登録規程に基づく高付加価値経営旅館等の登録数：2027年度（令和９年度）までに2,000施設。  デジタル化やDXを推進するための要素が盛り込まれた、データに基づいた経営戦略を策定している登録DMOの数：2027年度（令和９年度）までに全ての登録DMOが策定。  そのうち、CRM・DMP等を活用している登録DMOの数：2027年度（令和９年度）までに90法人。  登録DMOにおいて主にDX関係業務に従事する者のうち、DXに関する教育プログラムを受講した者の割合：2027年度（令和９年度）までに100%。  高付加価値経営旅館等の登録を受けた事業者のDX関係業務に従事する者のうち、DXに関する教育プログラムを受講した者の割合：2027年度（令和９年度）までに100%。 |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－１] 人事管理のデジタル化 | |
| * 国家公務員の人事管理について、デジタル化により業務の一層の効率化、効果的実施が必要である。 * 内閣人事局はデジタル庁や人事院、関係機関と連携し、勤務時間管理を始め、各府省の人事管理の効率化・高度化に資するシステムの整備について、その在り方を整理しながら実装を推進・促進する。 * 特に、勤務時間管理については、既存の勤務時間管理システムの改修や調達の一元化、他システムとの連携を視野に検討を進める。 | |
|  | |
| KPI： | 人事管理の効率化による事務負担の削減（2024年度（令和６年度）に実施するシステム整備の在り方に係る調査研究を踏まえて具体的なKPIを設定予定） |
| 主担当府省庁： | 内閣官房 |
|  | |

## デジタル社会を支えるシステム・技術

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－２] 革新的な基礎研究から社会実装までのAI研究開発の推進 | |
| * 社会実装の加速に向けて、AIの社会実装を阻害する要因を取り除く必要がある。 * AI戦略2022に基づき、AIに対する不安の払しょく、AI利活用を支えるデータの充実、AI利活用の環境整備、我が国が強みを有する分野におけるAI利活用に向けた取組を重点的に進める。 * これにより、AIの社会実装を促進する。 | |
|  | |
| KPI： | 研究開発成果が様々な分野で社会実装され、AI利活用が促進 |
| 主担当府省庁： | 内閣府 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－３] 警察共通基盤を活用した警察業務のデジタル化 | |
| * 警察では、現場の警察活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等を実現して様々な警察活動を支えるためのシステムを運用しているところ、警察庁及び都道府県警察において同様のシステムを個別に整備しており、システムの整備・維持に係るコストが増大している。 * また、警察が所管する行政手続は多岐にわたっているところ、「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられる中、こうした手続についてオンラインで申請等ができるシステムの構築が急務である。 * これらの課題を解決するため、警察庁では、警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム基盤（警察共通基盤）を整備し、2021年（令和３年）４月から運用を開始した。2021年度（令和３年度）以降、警察のシステムの合理化・高度化を図るため、運転免許の管理等を行うシステムのほか、オンラインによる遺失届等の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の現行システムから移行する。 * このほか、警察が所管する行政手続のオンライン化を実現するためのシステムや交通反則金等の支払方法を拡大するためのシステムを警察共通基盤を活用して構築する。 * これにより、国民の利便性の向上及び負担軽減、警察におけるシステムの整備・維持に係るコストの大幅な削減、行政手続の処理の効率化を実現するとともに、警察活動の高度化による一層の国民の安全・安心の確保を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 都道府県警察の警察共通基盤への移行状況  【運転免許業務】  2022年度（令和４年度）から2024年度（令和６年度）までにかけて47都道府県警察が移行  【遺失物業務】  2022年度（令和４年度）から2026年度（令和８年度）までにかけて47都道府県警察が移行  【行政手続のオンライン化】  未設定　2025年（令和７年）末までに検討  【交通反則金の支払い方法拡大】  未設定　2025年度（令和７年度）末までに検討 |
| 主担当府省庁： | 警察庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－４] 交通管制の高度化に関する調査研究 | |
| * 現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、人工知能（AI）等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。 * 2020年度（令和２年度）から2022年度（令和４年度）までに実施した、民間プローブ情報等を活用した交通管制システムの仕様に係る検討の結果を踏まえ、令和４年度（2022年度）に構築したモデルシステムを用いて、2023年度（令和５年度）に実証実験を行う。 * これにより、人工知能技術の発展、５Gネットワークの進展等による技術革新に対応するとともに、民間プローブ情報等を活用した新たな交通管制システムのモデルを確立し、自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。 | |
|  | |
| KPI： | 2023年度（令和５年度）末までに実証実験を実施  未設定（2023年度（令和５年度）以降の実証実験等を踏まえた実導入時に検討） |
| 主担当府省庁： | 警察庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－５] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進 | |
| * 音響信号機の音響を24時間鳴動させることが困難な場合がある中、視覚障害者団体等からの要望を踏まえ、高度化PICS(歩行者等支援情報通信システム)の整備を進めることにより、交差点における視覚障害者、高齢者等の安全な横断を確保することが課題。 * 2020年度（令和２年度）から運用を開始した高度化PICSについて、2023年度（令和５年度）は、2022年度（令和４年度）に引き続き、音響信号機の音響を鳴動させることが困難な時間帯がある場所や音響信号機が設置できない場所を中心に高度化PICSの整備を検討するよう、都道府県警察を指導する。 * 高度化PICSを整備した交差点が増加することで、音響信号機の音響が鳴動しない時間帯の交差点等における交通事故を防止することができ、道路を横断する視覚障害者、高齢者等の利便性、安全性等が向上する。 | |
|  | |
| KPI： | 高度化PICSを運用する都道府県数  高度化PICS整備交差点数 |
| 主担当府省庁： | 警察庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－６] オープンデータ・バイ・デザインの推進 | |
| * 2020年（令和２年）４月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト監理を開始し、2022年度（令和４年度）において、システムの設計当初からオープンデータ・バイ・デザインの考えを浸透させられるよう、一元的なプロジェクト監理チェックリストの評価項目にオープンデータ・バイ・デザインの考えを追記したが、運用は2023年（令和５年）からであり、浸透しているか現時点で確認できていない。 * そこで、一元的なプロジェクト監理チェックリストが適正に運用されているか確認を行う。具体的には、①予算要求前の検証（予算要求前レビュー）では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証（予算執行段階レビュー）では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革（BPR）等について検証を行う。 * これにより、 政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。 | |
|  | |
| KPI： | 一元的なプロジェクト監理でのオープンデータ・バイ・デザイン評価項目の分析と見直し（2023年度（令和５年度）末まで）  一元的なプロジェクト監理対象事業でのオープンデータ・バイ・デザイン評価数 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－７] 地方におけるオープンデータの促進 | |
| * 官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。オープンデータに取り組む地方公共団体の割合は着実に増え、人口カバー率では９割を超えたものの、データの質の面が伴わず活用しづらい等の事業者からの声があがっており、2022年度（令和４年度）において、地方公共団体のオープンデータ取組の質評価指標を公開し、地方公共団体が自発的にデータの質を高められる仕組みづくりを行った。一方で、運用を開始したばかりであり、効果的な仕組みなのかの検証が必要。 * そこで、地方公共団体のオープンデータ取組の質評価指標が効果的に運用されているか確認し、必要に応じて見直しを行う。 * これにより、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図り、結果的に民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 地方公共団体のオープンデータ取組の質評価指標の分析と見直し（2023年度（令和５年度）末まで）  地方公共団体のオープンデータ取組の質評価指標の運用団体数 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－８] ガバメントクラウドの整備 | |
| * 2021年度（令和３年度）及び2022年度（令和４年度）において、ガバメントクラウドとして複数のクラウドサービス事業者と利用契約を締結し、地方公共団体による先行事業及びデジタル庁ウェブサイトにおいて段階的に利用を開始。2023年度（令和５年度）以降、国及び地方公共団体等の情報システムがガバメントクラウドへ本格的に移行することに伴い、移行ガイド等のドキュメント類の整備を進めるとともに移行に係る技術的支援体制の構築が必要。 * クラウドサービス単位でドキュメント類の整備を進めるとともにクラウドサービスを適切に利用するためのモダン化に向けた技術的支援体制を構築し、ガバメントクラウドへの移行を推進する。 * これにより、各府省庁及び地方公共団体等におけるガバメントクラウドを利用する情報システムのモダン化を進めるとともに運用等経費の削減を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | ・2021年度（令和３年度）及び2022年度（令和４年度）における地方公共団体による先行事業を踏まえ、2025年度（令和７年度）までにガバメントクラウドへの移行を希望する地方公共団体の情報システムをガバメントクラウドへ移行する。  ・デジタル連携基盤及びベース・レジストリについて、2024年度（令和６年度）から本番運用を開始できるよう準備を進める。  ・移行ガイド等のドキュメント類について引き続き整備を進め、各府省庁及び地方公共団体に周知する。  ・国及び地方公共団体等の情報システムにおけるガバメントクラウドへの移行を支援し、ガバメントクラウドに移行する情報システムについて、モダン化の実施又はモダン化へのスケジュールを明確にして、現状の運用等経費よりもコストを削減する。 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－９] ガバメントソリューションサービスの整備 | |
| * 政府のネットワーク環境は、府省庁単位や部局単位に整備されており、府省庁間連携、利便性、費用対効果の観点での課題がある。これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は「ガバメントソリューションサービス」を提供する。 * 新府省間ネットワークの構築について、2022年度（令和４年度）に策定した計画に基づき、2023年度（令和５年度）に移行を完了する。 * 全国ネットワークの整備について、2023年度（令和５年度）においては、農林水産省の地方拠点を始めとした地方支分部局等において利用、運用を開始し、全国ネットワークに加え、バックアップ回線としてモバイル網等も活用することにより、低コストかつ高可用性を担保したネットワークを提供する。 * 府省LAN統合について、2023年度（令和５年度）においては、宮内庁、消費者庁、内閣府等及びカジノ管理委員会で導入され、2024年度（令和６年度）以降においても、順次導入が予定されている。 * 公的機関統一ID基盤の構築について、2023年度（令和５年度）においては、人事異動等に伴う情報資源の適切な管理を効率的に進めるための仕組み等の本格的な運用を目指す。並行して、LAN統合を完了した各府省庁において、府省共通システム等を利用するに際して職員認証サービス（GIMA）との連携を、2023年度（令和５年度）中に実現することを目指す。 * これら、新府省間ネットワークの構築、全国ネットワークの整備、府省LAN統合及び公的機関統一ID基盤の構築により、職員の柔軟な働き方を可能にし、業務効率、職員の生産性、費用対効果等の向上、テクノロジー、セキュリティ等の継続的な更新を前提とする柔軟なデジタル行政基盤の実現を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | 移行されたネットワーク環境の数  広大な全国規模の閉域網を商用サービスを介さず国自ら提供することを実現 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－10] 情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進 | |
| * 独立行政法人の情報システムの整備及び管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（2021年（令和３年）12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）が策定され、国から横断的な方針が示された。また、情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の目標策定・評価を推進する観点から、総務省と協力し、デジタル庁が総合調整機能の一環として主務大臣による目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みが設定された。 * 上記仕組みを的確に運用するため、各主務大臣は、目標の策定又は変更（情報システムに関係する変更の場合に限る。）に当たっては、あらかじめデジタル庁に目標案について協議するとともに、情報システム整備方針を踏まえた取組について適正に評価を実施し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる。 * また、2022年度（令和4年度）に実施した独立行政法人の情報システムに関する棚卸調査の結果について精査し、より詳細な調査の実施等についても検討する * 上記の取組により、独立行政法人の情報システムについても情報システム整備方針を踏まえた整備及び管理が行われ、効率化や国等との相互連携が確保されることが期待される。 | |
|  | |
| KPI： | ・PMO設置法人数  ・独立行政法人の情報システムに係る調査の実施  ・独立行政法人の情報システムに係る基礎情報の整備  ・独立行政法人における情報システム整備方針を踏まえた情報システムの整備及び管理の実施 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－11] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化 | |
| * 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）第６条第１項及び第７条第１項に規定する標準化基準への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。 * 今後、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である2025年度（令和７年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、必要な支援を積極的に実施する。 | |
|  | |
| KPI： | 対象である基幹業務に係る標準仕様書及び当該業務システムに関するガバメントクラウドの活用に関する方針について、2022年度（令和４年度）に策定した。  ※ 対象基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、 国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）  地方公共団体の情報システムの運用経費の削減（2026年度（令和８年度）に2018年度（平成30年度）比で少なくとも３割削減。） |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－12] 公共工事電子入札システムの統合 | |
| * 現在、政府内に公共工事分野における公共調達の電子入札システムが複数存在している状況。 * このため、デジタル庁及び関係府省（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）は、2025年度（令和７年度）までに統合の基盤となるシステムをクラウド上に整備するとともに、2025年度（令和７年度）に統合に向けた調査研究を実施した上で各省電子入札システムの更改にあわせて統合を進める。 * これにより、公共工事分野における電子入札システムの整備・運用等経費の削減を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 統合による整備・運用等経費の削減 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－13] デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等に係るプロジェクトの推進 | |
| * 頻発する気象災害、地震・火山災害等に適切に対処するため、デジタル庁を始めとする関係省庁が連携し、デジタル技術等の活用による防災・減災対策の高度化を図る必要がある。 * 近年甚大な被害を引き起こしている線状降水帯について、2024年（令和6年）までに数値解析予報システムの更改を行い、線状降水帯の予測精度を向上させる。 | |
|  | |
| KPI： | ･線状降水帯に関する防災気象情報の改善件数  ･火山活動評価を高度化して噴火警戒レベルの判定基準に適用した火山数 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－14] 条件不利地域における通信インフラの整備の推進 | |
| 【高度無線環境整備推進事業】   * 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。 * 条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。 * これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。 * 「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備に向けて、通信環境が十分でない学校のうち、光ファイバの整備が 2024 年度以降となる学校には、各校の通信状況を踏まえつつ、2023年度（令和５年度）中の5Gによる通信環境の整備を促進する。 * 地方自治体の要望を踏まえ、公設設備の民設移行を早期かつ円滑に進める。   【携帯電話等エリア整備事業】   * 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。 * 災害時等の安全・安心の確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、5G基地局整備が遅れるエリアについて、インフラシェアリングの活用も含め、5Gの導入を促進する。 * これにより、都市と地方の情報格差を是正する。 | |
|  | |
| KPI： | ・「高度無線環境整備推進事業」実施件数（2022年度（令和４年度）予算約36.8億円、2022年度（令和４年度）第二次補正予算約28.4億円、2023年度（令和５年度）予算約42億円）  ・「携帯電話等エリア整備事業」実施件数（2022年度（令和４年度）予算約15億円、2022年度（令和４年度）第二次補正予算約10億円、2023年度（令和５年度）予算約18億円）  ・全国の光ファイバ世帯カバー率（2024年度（令和６年度）末までに99.85％（未整備世帯約９万世帯）、2027年度（令和９年度）末までに99.90％（未整備世帯約５万世帯））  ・5G人口カバー率（2023年度（令和５年度）末までに95％）  ・4G・5Gによる道路（高速道路・国道）カバー率（2030年度（令和12年度）末までに99％（高速道路については100％）） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－15] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消の加速 | |
| * 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。 * 新幹線の延伸予定区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員２万人以上８万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。 * これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性の向上及び非常時等における通信手段を確保する。 | |
|  | |
| KPI： | 「電波遮へい対策事業」実施件数（2022年度（令和４年度）予算約21億円の内数、2023年度（令和５年度）予算約４億円の内数）  在来線のうち、平均通過人員２万人以上８万人未満の路線区間のトンネルにおける整備率（100%） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－16] ５G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進 | |
| * 「Beyond ５G新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、セミナーを通じた情報発信や知財・標準化をリードする人材育成のためのワークショップ等、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施している。また、情報通信審議会「Beyond ５Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」中間答申（2022年（令和４年）6月）において、Beyond ５Gに関する国際標準化ロードマップ及びIPランドスケープを公表した。 * 情報通信審議会中間答申（2022年（令和４年）６月）等に基づいて、上記の取組を引き続き実施するとともに、国際標準化ロードマップやIPランドスケープを活用し、オープン＆クローズ戦略を推進する。また、現在実施中の国際共同研究を着実に実施する。 * 国内企業等の戦略的な標準獲得や国際競争力の底上げを図る。 | |
|  | |
| KPI： | 知財取得・国際標準化の促進のためのプログラム数  Beyond ５Gの必須特許数シェア（2030年（令和12年）時点で世界トップシェアと同水準の10％以上を獲得） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－17] データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等 | |
| * 我が国のデータセンターや海底ケーブルの陸揚局等のデジタルインフラは東京圏に過半が集中しており、今後もこの状況は継続されるものと想定される。近年は、第２の拠点として大阪圏への投資が増加しているものの、東京圏、大阪圏が大震災等で被災した場合、全国規模で通信環境に多大な影響が生じる可能性がある。このため、デジタルインフラの分散立地の推進が必要である。また、データセンターは大量の電力を消費することから再エネの利用等を通じたグリーン化の推進も必要である。 * データセンターの分散立地については、経済安全保障の観点からその担い手となる企業の健全な育成を図るとともに、再生可能エネルギーの利用等を通じた温室効果ガスの排出削減によりグリーン社会を実現する観点、災害等の緊急事態の発生時においても重要な国民向けサービス等の提供が滞ることがないようあらかじめ万全の備えを行うレジリエンスの強化の観点、サイバー攻撃等から国民生活や経済活動の基盤となる重要な情報資産等を守るセキュリティの確保の観点から、デジタル田園都市国家インフラ整備計画（令和５年４月改訂）やデジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合での取りまとめに基づき、当面は東京・大阪を補完・代替する第３・第４の中核拠点の整備に取り組む。また、太平洋側に集中している国内海底ケーブルについて、通信ネットワークの冗長化・強靱化による耐災害性向上の観点から、日本海側の海底ケーブルを整備する。 * データセンターの分散立地に向けた取組と連動し、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化や地方におけるデジタル実装の加速化のため海底ケーブル等の整備を促進する。 | |
|  | |
| KPI： | ・拠点候補、必要な支援策の策定（有識者会合での取りまとめ）  ・要件に合致するデータセンター拠点に対し、必要な支援策を講じ、データセンター等の東京圏等以外の立地を促進することで、データセンター等の分散立地を推進  ・日本海側の海底ケーブルの敷設を促進  ・我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等のため、海底ケーブル等の整備を促進 |
| 主担当府省庁： | 総務省、経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－18] ローカル５Gに関する実証の結果を踏まえた制度整備に向けた検討、ローカル５G等の地域のデジタル基盤の整備と先進的ソリューション実装の一体的推進の実施 | |
| * 2019年（令和元年）12月にローカル５Gの制度化、免許申請受付を開始し、2020年（令和２年）12月に周波数を拡張。 * ローカル5Gの導入による様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証や、ローカル５Gにおける電波の利用をより効率的・柔軟に行うための多数の基地局・端末等が存在する環境下における技術実証の結果を踏まえ、制度整備に向けた検討を実施。 * 地域デジタル基盤活用推進事業を通じて、 ローカル５G等の新しい通信技術を活用して地域課題の解決を図る様々なモデル的な取組を創出するとともに、地域のデジタル基盤の整備支援を通じて社会実装を一体的に推進。 * これにより、ローカル５G等の普及・展開が促進され、新たな通信インフラの利用が可能となり、国民の利便性が向上。 | |
|  | |
| KPI： | ローカル５G無線局数（2026年度（令和８年度）中に400局）  2026年度（令和８年度）末までに、100以上の地域において、ローカル５G等の新しい通信技術を活用した地域課題解決の取組を実施 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－19] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発 | |
| * オンライン化・リモート化の進展等により、我が国の通信トラヒックは増加を続けており、通信処理速度の向上を可能とする技術が必要。 * 運用単位当たりの通信処理速度を拡大（基幹網10Tbps、アクセス網1Tbps）する技術の研究開発を2022年度（令和４年度）から開始し、通信トラヒックの増加に対応する。 * これにより、増大を続ける光ネットワークのトラヒックに対処する技術の確立が期待される。 | |
|  | |
| KPI： | 運用単位当たりの通信処理を拡大する技術の確立（2025年度（令和７年度）末までに基幹網10Tbps、アクセス網1Tbpsを可能とする技術を確立する）  研究開発成果の製品化（2030年度（令和12年度）までに２件） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－20] 安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発 | |
| * AIの更なる社会実装の実現のため、AIの適用領域の拡大や、我が国産業が有する分野ごとのデータ活用や他分野との連携、日本が強みを有する分野とAIの融合が求められているが、プライバシーデータや機密データ等について、分野を越えて活用することが難しく、分野横断的にデータを活用したAIによる課題解決が困難となっている。 * そのため、プライバシーデータや機密データ等を含め、実空間に存在する多様なデータを安全に連携させることを可能とする分散型機械学習技術を確立する研究開発を実施する。 * 本研究開発で確立した技術を活用して、多様な者が有するデータを安全に連携させることを可能とする「データ連携AIプラットフォーム」が創出され、分野を横断したデータ活用が進められることにより、我が国の社会課題の解決や産業競争力の向上に貢献する。 | |
|  | |
| KPI： | 2025年度（令和７年度）末までに安全なデータ連携による最適化AI技術を確立  確立した安全なデータ連携による最適化AI技術を活用した製品・サービス化数（2030年度（令和12年度）までに５件） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－21] リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発 | |
| * 我が国では、年間２兆円を超える水災害による被害が発生しており、特に近年のゲリラ豪雨では、急激な河川の増水や道路冠水等により甚大な人的・物的被害が発生している。これら被害を最小限にするためには、発災の兆候をいち早く観測・分析する必要がある。 * 高性能レーダーにより降雨等の情報を高精細に観測可能なリモートセンシング技術は、豪雨災害予防等の防災・減災分野での導入が見込まれるものの、その観測データ量が膨大であるためリアルタイムのデータ伝送に課題を有していることから、データの圧縮・復元技術に関する研究開発を実施する。 * 本施策により、平時はもとより災害時等の限られた通信環境下にあっても、間断無くリアルタイムにデータ提供が行え、激甚化する災害被害の低減に向けた環境を構築することができる。 | |
|  | |
| KPI： | リモートセンシングデータの活用が見込まれる機関等が期待するデータを、３段階（※）の伝送容量内で適切に伝送するため、AI等を用いたデータ圧縮・復元技術を確立する。  ※100Mbps（光回線）、10Mbps（携帯電話回線）、400kbps（衛星通信回線）の３段階  研究開発終了５年後（2029年度（令和11年度））までに、開発した圧縮・復元技術を活用したデータ提供システムの導入を２件以上行う。 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－22] 量子暗号通信網構築のための研究開発 | |
| * 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的で大規模な量子コンピュータ が実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されている。 * 量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやり取りを可能とするため、地上系における量子暗号通信技術の高度化技術（長距離リンク技術及び中継技術）を確立し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた研究開発を行う。また、衛星等の宇宙アセットも活用した都市間を結ぶ量子暗号通信ネットワークの整備等セキュアネットワークの実験環境を構築する。 * これにより、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。 | |
|  | |
| KPI： | ・地上系における量子暗号通信技術の高性能化（2024年度（令和６年度）末までに現状の３倍程度（45kmで1Mbps程度）の高速化を可能とする技術を確立する）  ・衛星系・地上系統合ネットワーク化技術の確立（2025年度（令和７年度）末までに数百km～数千kmといった大陸間スケールでのネットワークを構築できる機能を検証する）  ・研究開発成果の製品化（2029年度（令和11年度）までに計２種類以上（地上系）、2030年度（令和12年度）までに計１種類以上（衛星系）） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－23] 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 | |
| * 量子状態を維持した通信を可能とする量子ネットワークの究極の形である量子インターネットは、セキュアな通信や複数の量子コンピュータの接続による量子ビット数の大規模化・分散コンピューティング、量子センサのネットワーク接続など様々な量子技術の利活用の基盤をなす通信技術として実現が期待されている。他方、量子インターネットは従来の光通信と異なり、極めて微弱な単一光子レベルの制御や量子状態を維持するための特殊な原理の中継方式の検討が必要であることが技術的な課題となっている。 * 量子情報（量子ビット）を生成・処理する量子コンピュータ・センサ等を接続する量子インターネットの実現に向けて、量子状態を維持した安定的な長距離通信を可能とするために必要な要素技術に関する研究開発を実施する。 * これにより、幅広い分野での量子情報の流通を可能とし、最先端の量子技術を社会経済システム全体に取り込むための基盤となる量子インターネットの実現に寄与し、我が国の産業の成長機会の創出・発展に貢献する。 | |
|  | |
| KPI： | ・光通信波長帯への量子波長変換を可能とする量子もつれ光源・波長変換技術及びミリ秒オーダーの量子状態の保存を可能とする量子メモリを開発し、2027年度（令和９年度）までに光ファイバ上で３ノード計20km以上の量子もつれスワッピングを実証する。 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－24] 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業 | |
| * 2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5G（6G）について、国際的な開発競争の激化等を踏まえ、我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保の観点から対応が急務。 * 2022年（令和４年）６月に情報通信審議会で取りまとめられた「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」中間答申等に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に造成した情報通信研究開発基金を活用し、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発を戦略的に支援する。 * 我が国発の技術を確立し、社会実装・海外展開を実現するとともに、超高速・超低遅延・省電力や通信カバレッジ拡張等を可能とする次世代の通信ネットワークを実現する。 | |
|  | |
| KPI： | 社会実装・海外展開に向けた戦略とコミットメントをもった複数の研究開発プロジェクトを組成し、より多くのプロジェクトの目標の達成を図る。 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－25] 非常時における事業者間ローミングの実現 | |
| * 自然災害や通信障害等の非常時における、事業者間ローミングの実現を推進。 * 携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、特に緊急通報については６割以上が携帯電話による発信となっており、障害が発生した場合に継続的に通信サービスを利用できる環境が必要。 * 自然災害や通信障害等によって携帯電話サービスが停止した場合であっても、臨時的に他事業者の携帯電話ネットワークを利用できるようにする事業者間ローミングの実現に向け、事業者を支援することにより、国民生活や社会経済活動の安心・安全を確保。 | |
|  | |
| KPI： | 災害や通信障害等の非常時において、携帯電話利用者が臨時的に他の事業者のネットワークを利用する事業者間ローミングの実現を推進する。 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－26] 非地上系ネットワーク(NTN)の整備等 | |
| * HAPSについては、携帯電話事業者等により、携帯電話基地局としての導入に向けて、無線機器や機体の開発等の準備が進められており、2025年度（令和７年度）にデモ・実証を実施した後、実用サービスを開始することが予定されている。今後、HAPS用周波数の追加に向けた国際対応や、高速・大容量化等に係る研究開発が課題となる。 * 衛星通信については、多数の非静止衛星を一体的に運用する「衛星コンステレーション」による通信サービスの提供が欧米企業を中心に活発化しており、我が国の事業者は、これらの企業への出資や業務提携などによって、国内サービスを展開している。また、通信速度の高速化により、ブロードバンドサービスへの利用や携帯基地局のバックホールへの導入等が行われている。今後、携帯電話との直接通信や、静止衛星と非静止衛星の連携による新たな形態のサービス導入を見据え、関連する研究開発や、必要な周波数や衛星軌道の確保、ビジネスモデルの確立が課題となる。 | |
|  | |
| KPI： | ・WRC-23(世界無線通信会議)におけるHAPSで利用可能な周波数の拡大（2023年度（令和5年度））  ・大阪・関西万博でのHAPSの実証・デモンストレーションの実施（2025年度（令和7年度））  ・衛星通信に係る周波数確保、制度整備等 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－27] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進 | |
| * 登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加への対応及び国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理する情報システムとして1988年（昭和63年）から導入を開始している。 * これまで、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。   ①行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。  ②登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。   * 以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。   ①行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。  ②情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。   * 以上の目標を実現するために、以下について取り組む。   ①連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。  ②2024年度（令和６年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、一部拠点への集約を実施するとともに､代行環境をクラウド化するなどのシステム構成の見直しや運用等業務の精査等による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。   * また、法務省とデジタル庁においては、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、2023年度（令和５年度）から開始する次々期システムの更改に向けた方針検討においても、引き続き、更なるシステム構成の見直し、業務改革等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | 各手続における登記情報連携の利用状況  各手続における登記事項証明書の添付省略の活用状況 |
| 主担当府省庁： | 法務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－28] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進 | |
| * 国税情報システムについては、これまでも「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）のスマートフォン対応など利用者（納税者）の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。 * 2001年（平成13年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である2026年度（令和８年度）を目途に、2020年度（令和２年度）からシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。 * 次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、   ① 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の実現  ② 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合  ③ メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新  といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指す。   * また、税制改正への対応については、現行システムも含めて開発範囲や内容の精査を行いながら開発を進めるとともに、次世代システムへの円滑な移行及び業務の安定的な運用に向けて、事業者も含めた現行システムの開発・運用体制による支援・協力の下、テストやデータ移行等について計画的に実施していく。 | |
|  | |
| KPI： | 次世代システムの開発（2026年度（令和８年度）システム更改）  システム運用等経費の低減 |
| 主担当府省庁： | 財務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－29] 国税地方税連携の推進 | |
| * 2011年度（平成23年度）以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、連携の対象となる情報の拡大を図ることで、両当局間における照会・回答や閲覧事務を始めとした課税・徴収事務について一層の効率化に取り組んできたところ。しかしながら、連携の対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や対面による閲覧等で対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。 * そのため、2026年度（令和８年度）に予定している国税情報システム（国税総合管理システム（KSK）と国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税ポータルシステム（eLTAX）の刷新・改修や地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に係る取組の進捗状況を踏まえつつ、費用対効果を考慮した上で、2026年度（令和８年度）以降に、連携の対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。 * これらの取組により、国税・地方税当局間における書面による照会・回答事務や、対面による閲覧事務を省略化し、国税・地方税当局双方の更なる事務の効率化を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 連携対象となる情報の増加  国税・地方税職員の業務の効率化 |
| 主担当府省庁： | 財務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－30] 最先端スーパーコンピュータの運用等 | |
| * 2021年（令和３年）３月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」について、利用者及び利用分野の裾野拡大と早期の成果創出が今後の課題となっている。 * 2020年（令和２年）４月から開始した「「富岳」成果創出加速プログラム」において、2023年度（令和５年度）実施課題として新たに17課題を採択。また、政策対応枠においては３課題を採択し、多様な分野における成果創出を促進している（2023年（令和５年）４月時点）。 * このほか、「富岳」を着実に運用するとともに、ユーザーが利用しやすい環境整備を進めている。 * 利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の創出が見込まれる。 | |
|  | |
| KPI： | HPCI（High Performance Computing Infrastructure）の中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の年間稼働率（年間90％以上）  集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数（年間250件以上） |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－31] 研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム | |
| * SINETは日本全国の国公私立大学等を400Gbps（沖縄は200Gbps）の超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。 * 2022年度（令和４年度）に国際回線を増強し、世界最高水準の性能を確保。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を2020年度（令和２年度）末に運用開始。 * 利用ニーズに基づき、SINET回線の増強を実施するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の運用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。 | |
|  | |
| KPI： | 離れた地点間のネットワークを安全かつ効率的に接続するVPNの構築数  学術情報ネットワーク（SINET）の活用促進 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－32] AIP：人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金） | |
| * 国立研究大学法人理化学研究所AIPセンターにおいて、①深層学習の原理解明や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が強みを持つ分野の更なる発展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的問題（ELSI）に関する研究などを実施。 * 2022年（令和４年）４月に策定された「AI戦略2022」に基づき、従来の深層学習を超える、信頼性の高い次世代AI基盤技術の理論構築や、医療分野・防災分野における最先端のAI基盤技術の社会実装に向けた研究開発などを進める。 | |
|  | |
| KPI： | AI戦略の実施状況（2019年度（令和元年度）策定）  AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発の推進 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－33] 光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP） | |
| * 2018年度（平成30年度）から実施している「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）」により、①量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）、②量子計測・センシング、③次世代レーザーの３領域における研究開発を着実に推進し、経済・社会的な重要課題を解決につなげることを目指す。また、2020年度（令和２年度）からは、本戦略で定めた量子融合イノベーション領域である「量子AI」「量子生命」についても新規Flagshipプロジェクトにより研究開発を推進し、量子融合イノベーション領域の早期社会実装を目指す。 * 量子情報処理領域（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）においては2027年度（令和９年度）に100量子ビット以上の実装、クラウドサービスによるアプリケーションの提供を行うことを目指す。 * 量子融合イノベーション領域の「量子AI」では2029年度（令和11年度）に量子優位性を活用したアプリの提供や、量子AIによる実問題の解析を実現する。 | |
|  | |
| KPI： | 量子技術イノベーション戦略の実施状況（2019年度（令和元年度）策定）  100量子ビットのコンピュータの利用環境整備 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－34] 経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現（ムーンショット型研究開発制度 目標６） | |
| * 従来のコンピュータの進歩が限界に達すると言われている中で、Society 5.0の実現に向けて爆発的に増大する様々な情報処理の需要に対応できるようにすることが重要であり、そのためには、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現が鍵となる。 * ムーンショット型研究開発制度においては、ムーンショット目標である、誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現に貢献する研究開発を進める。 * 2030年（令和12年）までに、一定規模のNISQ量子コンピュータを開発するとともに実効的な量子誤り訂正を実証する。 * 2050年（令和32年）までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現する（ムーンショット目標６）。 | |
|  | |
| KPI： | ムーンショット目標達成に向けて実施している研究開発プロジェクト数  ムーンショット目標達成に資する成果が創出されたと評価された数 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－35] データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備 | |
| * 2021年（令和３年）４月に策定された「マテリアル革新力強化戦略」のアクションプランとして、“マテリアルデータと製造技術を活用したデータ駆動型研究開発の促進”が掲げられている。 * このため、国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）を中心として、全国の大学・研究機関の最先端共用設備から創出されるマテリアルデータを機関の枠組みを越えて共有・利活用するための体制整備を推進。 * また、マテリアル分野の中小企業・ベンチャーを中心とした技術開発支援に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）の中部センター、つくばセンター、中国センターに、データ収集システムを備えた一気通貫のマテリアル・プロセス開発設備として、「マテリアル・プロセスイノベーションプラットフォーム」を整備し、運用を開始した。中小・ベンチャーを含む産業界のデータ駆動型研究開発を推進し、2022年度（令和４年度）において延べ84件の共同研究・技術コンサルティングを実施した。それらを後押しすべく、2023年度（令和５年度）から製造プロセスのシミュレーター開発を推進。 * これらの取組により、産学官のマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が促進され、データ駆動型のマテリアル研究開発が全国で実施、革新的材料の創製とその迅速な社会実装につながる。 | |
|  | |
| KPI： | ・2023年度（令和５年度）までに、全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを、一元的に集約・蓄積・利活用するためのシステムの試験運用を開始し、2025年度（令和７年度）までに本格運用開始  ・2021年度（令和３年度）までに、AISTの地域センターをコアとしたプロセスイノベーションプラットフォームを全国３か所以上で整備し、2024年度（令和６年度）までに本格運用開始  ・2025年度（令和７年度）までに、全国的な先端共用設備提供体制からのデータ創出件数を約100万件/年  ・2024年度（令和６年度）までにプロセスイノベーションプラットフォームの産学利用件数が40件以上 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省、経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－36] マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築 | |
| * 我が国が世界に誇る情報インフラ（スパコン、SINET）や研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設などのポテンシャルと強みを相乗的に生かし、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。そのため、まずは材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つマテリアル分野をユースケースに、研究データの創出、統合、利活用まで一気通貫した研究のデジタルトランスフォーメーション（研究DX）を推進する。 | |
|  | |
| KPI： | ・全国的な研究データ基盤の整備状況  ・マテリアル研究開発プラットフォームとの連携状況  ・マテリアル分野の以外の研究開発プラットフォームとの連携状況  ・最先端大型研究施設との連携状況  ・全国的な研究データ基盤の構築（令和８年度（2026年度））  ・マテリアル研究開発プラットフォームとの連携  ・ライフ、防災等の分野の研究開発プラットフォームとの連携  ・最先端大型研究施設との連携 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－37] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業 | |
| * 気候変動対策のインキュベーション機能を担うデータプラットフォームとして、地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調に増加。引き続きシンポジウム等の開催などによりDIASの周知に努め、2030年度（令和12年度）までに利用者19,000人の達成を目指す。 * DIASの長期的・安定的な運用を通じて、気候変動対策の基盤となる地球環境ビッグデータの蓄積・統合・提供や、DIASの解析環境を活用した産学官による共同研究を促進し、データ駆動による気候変動対策に向けた研究開発を推進。 * 国、地方公共団体、企業等の気候変動対策を中心とした意思決定に貢献する地球環境データプラットフォーム（ハブ）の実現を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | 地球環境情報プラットフォームの利用者数（2030年度（令和12年度）19,000人）  気候変動・防災等の関連分野とのデータ基盤連携の推進 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－38] 科学技術イノベーション・システムの構築 | |
| * 新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、デジタル技術も活用しつつ、未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化が不可欠。 * 企業、大学、公的研究機関の本格的連携とスタートアップの創出強化、「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築等を通じて、人材、知、資金があらゆる壁を乗り越え循環し、デジタル技術も活用しながら、イノベーションが生み出されるシステムを構築する。 * これにより、産学官が連携したデジタル技術実装の取組を加速させる。 | |
|  | |
| KPI： | デジタル技術を活用し、研究成果の社会実装に取り組む産学官連携の拠点：2024年度（令和６年度）末までに50拠点  科学技術イノベーション・システムの構築を通じてデジタル技術の実装 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－39] 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進 | |
| * 日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、主に「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」の３つの情報システムから構成されており、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。   ①データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。  ②発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分。   * このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。   ①新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。  ②「年金給付システム」については、端末機器及び周辺サーバの更改や集約化とともに、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。   * 「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」（日本年金機構中期計画（平成31年３月29日））という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。   ①公的年金業務として提供するサービスの質の向上（デジタルファースト等への対応）  ②業務運営の効率化や公正性の確保（デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等）  ③ガバナンスの確立等（過度の事業者依存からの脱却等） | |
|  | |
| KPI： | ・経過管理システム・電子申請システムの2017年（平成29年）稼働、2020年（令和2年）より電子申請の利用促進  ・厚生年金保険関係届書平均処理期間：４日（2025年度（令和７年度））（年次の届書を除く。） |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－40] ハローワークシステムを活用したサービスの充実 | |
| * ハローワークシステムにおいては、前回の更改により、オンラインによる求人・求職の申込み、求職公開している求職者への求人者からの直接リクエスト等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図った。 * これらの取組により、以下の目標を実現する。   ⅰ）求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスで自主的に行えるようにする。  ⅱ）個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、事業所の実態把握を踏まえた求人充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。   * 今後、業務のデジタル化を一層進めるため、雇用保険を中心に業務見直しを行っていくこととしており、引き続き、サービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。 | |
|  | |
| KPI： | ハローワークシステムの機能の追加  ハローワーク求職者マイページ利用率（2023年度（令和５年度）：35％） |
| 主担当府省庁： | 厚生労働省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－41] 特許事務システムに係るプロジェクトの推進 | |
| * 特許庁では、産業財産権に関する大量の業務を処理するべく、1990年（平成２年）に稼働開始した電子出願システムを始めとして、積極的に情報システムを導入してきた。しかしながら、特許庁の情報システムは、個別システムを累次に構築してきたことにより、全体として複雑な構造となっている。そのため、システム改修に掛かるコストが高く、かつ改修期間も長期化しており、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、柔軟に対処することが難しくなっている。また、個別システム間のデータ整合性を確保するための処理に時間が掛かり、出願人・代理人等の制度利用者への迅速な情報提供も困難となっている。 * これらの課題を解決するため、特許庁は「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年３月改定）に基づき策定されたアーキテクチャ標準仕様、データ分析・データ統合方針等の成果物を活用し、システムを段階的に刷新する方式を採用してプロジェクトを進めてきた（特実方式審査・特実審査周辺システム、公報システムはリリース完了）。 * 今後も引き続き、2027年（令和９年）１月までに特許事務システムの段階的刷新として、審判システム、意匠商標システムの刷新を完了するべく着実に進めていく。 | |
|  | |
| KPI： | 2027年（令和９年）１月までに特許事務システム（審判システム、意匠商標システム）を段階的に刷新  2027年（令和９年）１月までに、現状の複雑なシステム構造を簡素化し、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、低いコストで迅速に対応できるようにする |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－42] ポスト５G情報通信システム基盤強化研究開発事業 | |
| * 第４世代移動通信システム（4G）と比べてより高度な第５世代移動通信システム（5G）は、現在各国で商用サービスが始まっているが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5Gは、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待される。 * 本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | ポスト5G情報通信システムを構成する各要素及びポスト5G情報通信システムに必要となる先端半導体の製造技術や材料技術等について、有識者の意見に基づき開発テーマごとに設定した目標を達成すること。  本事業で開発した技術の実用化率（※）：50％以上（各採択テーマ終了後概ね３年時点）  ※開発した技術が実用化に至ったテーマ数／先導研究以外の採択テーマ数 |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－43] 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業 | |
| * IoT社会の到来により急増した情報を効率的に活用するためには、従来のサーバ集約型のクラウドコンピューティングに加えて、ネットワークのエッジ側で中心的な情報処理を行うエッジコンピューティングにより、情報処理の分散化を実現することが不可欠である。 * 本事業では、エッジ側で動作する超低消費電力コンピューティングや、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の実現に向けて、ハードとソフトの一体的な技術開発を実施する。 * これにより、ポストムーア時代における我が国情報産業の競争力強化、再興を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | ＜革新的AIエッジコンピューティング技術の開発＞  2022年度（令和４年度）において、従来比10倍以上の消費電力性能を実現する技術を確立  ＜次世代コンピューティング技術の開発＞  2027年度（令和９年度）において、従来比100倍以上の消費電力性能を実現する技術を確立  ＜エッジ領域におけるヘテロジニアスデバイスのための技術開発＞  2024年度（令和６年度）において、従来比10倍の電力効率向上を実現する技術を確立  2037年度（令和19年度）において約3,275万t/年のCO2削減 |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－44] 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化 | |
| * 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的につながる事業環境を実現することが求められている。 * 港湾管理者 が提供する行政サービスの申請手続等を電子化する港湾管理分野について、2023年度（令和５年度）の全国展開に向け、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化を実現するシステムの構築・機能改良を進める。港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させることにより港湾の計画から維持管理・利用までの適切なアセットマネジメントを図る港湾インフラ分野について、2023年度（令和５年度）の 対象港湾の拡大に向け、国、民間事業者といった港湾インフラの整備・保全に関与する他の主体の保有する情報と連携するとともに、アセットマネジメント手法の構築、システムの構築等を進める。加えて、港湾物流分野のデジタル化と併せ、2023年度（令和５年度）中の三分野一体運用を目指す。 * これらの取組により、港湾管理者の利便性の向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 港湾調査における甲種港湾への導入数（2024年度（令和６年度）100％） |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.９－45] デジタル技術を活用したTEC-FORCEの強化 | |
| * TEC-FORCEの被災状況調査については、現地計測や報告書作成等に係る多くの作業や膨大な情報集約作業が必要なため、被害の全容・把握に多大な時間が掛かっている。 * これまで、TEC-FORCEの活動記録（リエゾン活動、被災状況調査活動等）を一元管理するデータプラットフォームとして活動支援アプリ（TECアプリ）の開発や、それらアプリやドローンを使ったTEC-FORCE隊員の育成（研修、訓練）を行っており、2023年度（令和５年度）はTECアプリと連動するツールとして、画像判読による被災規模自動計測ツールの開発やICT機器（ARコア搭載スマートフォン、ドローン等）の導入を予定。2024年度（令和６年度）はTECアプリと連動するツールとして、三次元データを用いて簡易に被害数量を算出するツールの開発・試行を行うことで、三次元データを含む被災状況調査結果を用いた自治体が行う災害報告、災害査定への試行活用を進める予定。 * これらにより、デジタル技術を活用し活動等の効率化等を図る『iTEC』を推進し、被害の全容把握の迅速化を図ることで、被災地域の早期復旧支援の強化を実現する。 | |
|  | |
| KPI： | 公共土木施設の被災状況調査を行うTEC-FORCE隊員のICT機器等を活用するための訓練・研修・講習等への参加率 |
| 主担当府省庁： | 国土交通省 |
|  | |

## デジタル社会のライフスタイル・人材

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－１] 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進 | |
| * 「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（平成28年３月）に基づき取り組まれてきたものの、システムの整備・運用やセキュリティ対策のみならず、DX・BPR・データの利活用等を進めるために必要となる中核人材の更なる能力の向上が求められる。 * このため、   ・デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等においては、政府デジタル人材の育成を図るため、役職段階別（課室長、課長補佐、係長、係員）に求められる人材像を設定し、これに応じた研修を的確に実施する。  ・スキル認定に当たっては国、地方公共団体、民間企業、独立行政法人など、組織の垣根を超えて比較可能な仕組みとするため、所定の資格試験の合格を認定要件として導入する。また、各府省庁、独立行政法人等の職員に対しては政府職員として必要な所定の研修受講や積極的なスキル認定を促す。  ・あわせて、各府省庁が実施するデジタル人材確保・育成に係る施策に対し、デジタル庁が中心となって人材の確保・育成の役割を果たすことができるよう体制強化の検討を行う。   * これにより、デジタル化の進展に必要となる素養を有する人材を育成する。 | |
|  | |
| KPI： | 各府省庁のスキル認定者数  各府省庁のスキル認定者によるデジタル化への貢献等の効果 |
| 主担当府省庁： | 内閣官房、デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－２] テレワークの普及 | |
| * テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また感染症対策を始め、緊急事態等における業務継続性を確保するためにも不可欠なものであること、多様な人材の活躍により労働力不足の解消にも資するものであることから、具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。 * このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制や地域でのサポート体制の整備、必要なネットワーク環境やテレワーク拠点等の整備、地域のニーズを踏まえた課題解決に資するテレワークの導入推進、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク月間等の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。 * また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現し、地方への新たな人の流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献するため、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）や企業版ふるさと納税によりサテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援を行うとともに、地方公共団体や企業に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業等に対する自己宣言制度及び表彰制度の実施等、企業が取組を進めるための環境を整備する。 * 国家公務員については、行政内部の業務をデジタルを前提としたものに改革していくとともに、テレワークとフレックスタイム制を組み合わせるなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にする環境の整備に取り組む。また、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、2021年（令和３年）８月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。 * 緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。 | |
|  | |
| KPI： | ・民間のテレワーク：  2025年度（令和７年度）には、テレワーク導入企業の割合について、南関東・近畿・東海を除く地域では、2021年度（令和３年度）の35.4%から10ポイントの引き上げとなる45.4％を目指す。また、南関東・近畿・東海地域においては2021年度（令和３年度）の60.2％を維持し、これらにより全国では55.2％を目指す。テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合については、25.0％を目指す。  ・国家公務員のテレワーク：  2025年度（令和７年度）までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備  非常時における事業継続性の確保、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点から、働く者にとって効果的なテレワークを推進 |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－３] デジタル人材育成プラットフォームの運営 | |
| * Society 5.0の実現に向けた変革や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営課題や事業環境の変化に合わせた業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））が求められているが、現状においては、その担い手となるデジタル人材が質・量ともに充実しているとは言い難く、デジタル技術を駆使して新たな価値を生み出せる人材の育成・確保は喫緊の課題となっている。 * 本事業では、デジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームにおいて、地域企業のDXを進められる人材（座学やケーススタディ教育等を経て、地域企業と協働したオンライン研修プログラムに参加した者のうち、修了した者）を５年間で1,300人育成・確保する。 * 地域企業のDXを進められる人材の育成を通じ、産業界全体におけるデジタル技術を活用している企業比率の向上に寄与することで、世界最先端のデジタル技術利活用社会の実現に貢献する。 | |
|  | |
| KPI： | ケーススタディ教育プログラム受講者数  オンライン研修プログラム修了者数（2026年度（令和８年度）までに1,300人育成することを目指す） |
| 主担当府省庁： | デジタル庁 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－４] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成 | |
| * 2022年度（令和４年度）まで、地域情報化アドバイザー派遣事業により、データ利活用の専門家を地方公共団体等に派遣し、講演やプロジェクトに対する助言等を行うことで、地域課題に取り組む人材の育成を支援。 * 2023年度（令和５年度）については、４月17日に地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始し、2024年（令和６年）３月まで順次派遣を実施する予定。 * これにより、地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成を支援。 | |
|  | |
| KPI： | 派遣地域数  地域人材の育成を支援することによる地域データ利活用環境の向上 |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－５] 実践的サイバー防御演習（CYDER） | |
| * セキュリティ人材が不足する中、サイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。 * 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。2017年度（平成29年度）から、年間100回、計3,000名規模で集合演習を実施しており、2023年度（令和５年度）も集合演習を同等規模で実施する。また、オンライン演習については、2023年度（令和５年度）も引き続き、複数のコースにおいて実施する。 * これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。 | |
|  | |
| KPI： | 集合演習の開催回数（2023年度（令和５年度）100回）  セキュリティ人材の育成数（2023年度（令和５年度）3,000人） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－６] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進 | |
| * 民間等におけるセキュリティ人材育成において、人材育成を行うために必要な技術・ノウハウ・機材等がないため、海外教材に依存し、日本特有の事例が反映できていない状況がある。また、慢性的な人材不足もあり、本来防げるはずのサイバー攻撃が防げない状況である。 * 総務省において、NICTのサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）を通じて、サイバーセキュリティ人材育成を実施しようとする教育機関・民間事業者等が利用可能なプラットフォームである「サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤」の本格運用を2023年度（令和５年度）に開始し、同基盤を産学官へ開放することにより、2025年度（令和7年度）までに高度なサイバー攻撃を迅速に検知・分析できる卓越した人材を育成可能な基盤として確立する。 * これにより、産学官における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。 | |
|  | |
| KPI： | サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の利用者数（2025年度（令和７年度）までに延べ3,000人） |
| 主担当府省庁： | 総務省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－７] デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 | |
| * 医理工農学など自然科学系分野に加え、経済学、経営学、公共政策、教育学、法学など人文社会科学系分野においても、より高度な数理・データサイエンス・AIの素養への需要が増加している。 * 2022年度（令和４年度）に、人文社会科学系等の研究科において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる学位プログラムを構築する大学として、６大学を選定した。 * これにより、人文社会科学分野でのエキスパート人材の継続的な輩出や先進的な取組を展開することによる、分野横断教育を推進する。 | |
|  | |
| KPI： | 今後の社会を牽(けん)引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育を構築した件数（事業実施件数）（2027年度（令和９年度）まで）  専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育を修了した学生数（2027年度（令和９年度）まで） |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－８] 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進 | |
| * 「AI戦略2019」においては、文理を問わず、全ての大学生・高専生が、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得すること、一定規模の大学・高専生25万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得することが目標の一つとして掲げられており、この人材育成目標の実現に向け、拠点校等の整備やモデルカリキュラム策定など、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開に取り組んでいる。 * 2020年度（令和２年度）に応用基礎レベルのモデルカリキュラムが策定されたことを受け、モデルカリキュラムを踏まえた教材作成等への支援を行うとともに、大学等で実施する優れた教育プログラムを認定する制度において、2022年度（令和４年度）から新たに応用基礎レベルの認定を開始した。 * これにより、全国における数理・データサイエンスAI教育の普及・展開の加速化を図り、2025年（令和７年）までに「AI戦略2019」で掲げる人材育成目標の達成を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | 全国の大学等への普及・展開、各大学等における取組状況。  2025年（令和７年）までに全ての大学生・高専生が数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に着けるための教育体制を整備。  「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、認定を受けた大学等の数。（2025年（令和７年）までに対象となる全ての大学等がリテラシーレベルの認定、大学等の約半数が応用基礎レベルの認定を受けることを目指す。） |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－９] 情報教育の強化・充実 | |
| * 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要があり、これまでも、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るための調査研究を行ってきた。 * 2023年度（令和５年度）には、翌年度実施予定の情報活用能力本調査に向けた予備調査を実施するほか、情報モラル教育に関する教員（指導者）向けセミナーや教材の充実を図る。 * これらの取組を通じて、2020年度（令和２年度）から順次実施されている新学習指導要領の着実な実施を推進する。 | |
|  | |
| KPI： | ・情報活用能力予備調査の実施  ・情報モラル教育に関するセミナーの開催及び教材の充実  ・2020年度（令和２年度）以降の新学習指導要領の円滑な実施  ・授業中にICTを活用して指導する能力について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合 |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－10] データ関連人材育成プログラム | |
| * 2023年度（令和５年度）で事業開始７年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着実に行われるようにすることが必要。 * このため、2020年度（令和２年度）までに選定した機関の取組が効果的に実施されるよう引き続き支援するとともに、全国的なネットワークの構築に取り組む。 * これにより、我が国の社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ利活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。 | |
|  | |
| KPI： | 補助金額/200万円に対する研修プログラムを受講している博士人材等の数の比（毎年度末100％超）  研修プログラムを修了した者のうち、当該年度中に博士号を取得し卒業又は満期退学する者の就職率（毎年度末75％超） |
| 主担当府省庁： | 文部科学省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－11] IT人材スキル標準の策定 | |
| * 情報サービスの提供やユーザー企業の情報システム部門に関わっている従来型IT人材にとって不足している、セキュリティ、データサイエンス、アジャイル等のスキル強化を図るための“学び直し”を加速するための指針となる“ITSS＋（プラス）”について継続的な見直しを検討し、デジタル時代に求められる新たなスキルにも対応していく。 * IT人材スキル標準は、情報サービスを提供する人材を対象としたスキル標準であったのに対し、デジタル社会において、レベルを問わず、全ての人がデータやデジタル技術を相応に利活用できるデジタル人材になることが重要であるという考えの下、デジタル人材向けデジタルスキル標準を整備したところ。引き続き、大規模言語モデル等による急速なAIの進歩と普及等を踏まえ、見直しを検討していく。 * 両スキル標準についてデジタル人材育成プラットフォームと連携。 | |
|  | |
| KPI： | ・ITSS＋（プラス）の改訂の検討（１領域以上）  ・デジタルスキル標準の継続的見直しの検討  ・スキルの見える化によるデジタル・IT人材育成環境の向上 |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－12] IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等 | |
| * 第４次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏IT人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、2017年度（平成29年度）に新たなスキル標準の策定を開始。 | |
|  | |
| KPI： | 情報処理安全確保支援士試験の受験者数 |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| [No.10－13] ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成 | |
| * 経済産業省では、2017年度（平成29年度）から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。 * これまでの実施経験や受講者のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。 * これにより、ITとOT（制御技術）双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。 | |
|  | |
| KPI： | 産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了者の人数 |
| 主担当府省庁： | 経済産業省 |
|  | |